

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税賦課事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

大阪府門真市長

## 公表日

令和4年12月28日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の内容	<p>保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、管理するために個人番号を利用することができる事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の第16項より、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。</p> <p>個人住民税とは、住民等に対し、各種申告資料等に基づき前年の所得へ課税する税金である。</p> <p>1. 評価対象事務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者等から申告及び届出等又は調査により課税資料の収集等を行い、税額算定を行う。</li> <li>・課税要件が成立した租税債権の内容を確定して税額を決定し、本人あてに通知する。</li> <li>・当初課税決定後の賦課内容、税額の更正、決定又は賦課決定を行い、本人あてに通知する。</li> <li>・減免申請に基づき審査のうえ減免決定を行い、本人あてに通知する。</li> <li>・納税義務者等からの交付申請により課税証明書等を発行する。</li> </ul> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>(1)課税対象者情報の準備（地方税法第294条、第295条、第318条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①住民基本台帳を基に1月1日居住の住民について抽出を行う。</li> <li>②賦課に必要な生活保護受給者情報を取得し個人住民税システムに取り込む。</li> </ol> <p>(2)課税資料の送付及び受領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市民税・府民税申告書を作成し送付する。</li> <li>②国税庁、年金保険者、他市区町村、納税者義務者及び特別徴収義務者から各種申告資料を紙媒体で受領する。（地方税法第317条の2等）</li> <li>③eLTAXシステムの認定委託先事業者から給与支払報告書、公的年金支払報告書等を電子データで受領する。</li> <li>④他市区町村の資料については当該市区町村へ回送する。</li> </ol> <p>(3)税額決定・変更事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①受領した資料を画像データ化する。</li> <li>②取得した情報の一部を委託業者に提供し、又は直接入力して、電子データ化する。</li> <li>③各資料の電子データを個人住民税システムに取り込む。</li> <li>④賦課情報を作成する（税額決定）。</li> <li>⑤賦課情報に基づき、申請に応じて課税証明書・所得証明書を発行する。</li> <li>⑥当初税額決定後の税額の更正、決定又は賦課決定を行い、納税義務者及び特別徴収義務者あてに通知する。</li> <li>⑦納税義務者からの減免申請に基づき審査を行う。</li> <li>⑧みなし課税者について他市区町村に対し、通知を行う。（地方税法第294条第3項通知）</li> <li>⑨他市区町村在住の配偶者・被扶養者情報、生活保護受給者情報、障害者情報等の確認を行う。（情報提供ネットワークシステムの利用を想定）</li> <li>⑩特別徴収義務者の変更（転勤・転職）、期割の修正（一括徴収等）、徴収方法の変更を行う。退職・就職・年金特徴等や併徴者（内特情報）の異動処理、税額の強制修正をする。</li> <li>⑪年金保険者と各種データを連携する。</li> <li>⑫庁内他課及び他機関等に対する賦課情報の提供及び移転</li> <li>⑬作成された賦課情報を中間サーバに登録する。</li> <li>⑭納税義務者等から課税証明書・所得証明書の申請を、コンビニ証明交付システムを介して請求があった場合、課税証明書・所得証明書を交付する。</li> </ol> <p>(4)納税通知書作成、送付</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①納税通知書作成のために委託業者に賦課情報を提供する。</li> <li>②納税義務者、特別徴収義務者へ紙媒体で税額を通知する。</li> <li>③eLTAXシステムの認定委託先事業者を通して年金保険者、特別徴収義務者に税額データを通知する。</li> </ol> <p>(5)課税資料の廃棄</p> <p>受領した課税資料を7年間保管した後、廃棄する。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	<p>① 納税義務者の登録 その年の1月1日時点で住民登録をしている住民を納税義務者として一括登録するほか家屋敷課税者(地方税法第294条第1項第2号該当者)やみなし課税者(地方税法第294条第3項該当者)を登録することができる。</p> <p>② 課税資料の登録 提出されてくる課税資料(*1)を画面より直接入力するほか、委託企業等にパンチ委託し、その結果をバッチ処理で取り込むことができる。また、電子給与支払報告書や公的年金電子データをバッチ処理で取り込むほか国税連携(確定申告書)データをCSVファイル形式にてバッチ処理で取り込むことができる。</p> <p>(*1) 給与支払報告書、公的年金支払報告書、市民税・府民税申告書、確定申告書、その他所得</p> <p>③ 賦課の異動 課税情報(所得・控除等)の異動処理、例えば、特別徴収義務者の変更(転勤・転職)、期割の修正(一括徴収等)、徴収方法の変更(退職・就職・年金特徴等)ができる。また、併徴者(内特情報)の異動処理や税額の強制修正ができる。</p> <p>④ 賦課の照会 課税台帳から所得、控除、税額、期割等を照会することができる。また、事業所情報、世帯状況、扶養情報、課税資料等のそれぞれを照会することができる。</p> <p>⑤ 証明書の発行 各種証明書(課税証明書・所得証明書)を発行することができる。</p> <p>⑥ 通知書の作成 特別徴収義務者あてに当初決定通知書(徴収義務者用・納税義務者用)、当初決定通知書データファイルを作成することができる。また、普通徴収(年金特徴を含む。)納税義務者あてに当初決定通知書を作成することができる。</p> <p>⑦ 変更通知書の作成 特別徴収義務者宛に変更通知書(徴収義務者用・納税義務者用)を作成することができる。また、普通徴収(年金特徴を含む。)納税義務者あてに変更通知書を作成することができる。</p> <p>⑧ 各種帳票の作成 以下の帳票を作成することができる。 市民税・府民税申告書、配当割・株式譲渡所得割還付通知書、事業所宛扶養者照会書、住登外扶養者所得照会書、所得・課税状況等調査回答書、特別徴収義務者あての総括表、普通徴収義務者あての総括表、税務署非違い連絡箋、公年データ他市町村回送書</p> <p>⑨ イメージ帳票の作成 課税原票システムに資料番号とイメージ帳票作成のためのデータを作成することができる。</p> <p>⑩ 年金保険者インタフェース 年金保険者との情報交換をするために、各種データを取り込むことができる。また、年金保険者との情報交換をするために、各種データを作成することができる。</p>								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td><td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td><td><input type="checkbox"/> 税務システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> その他 (</td><td>)</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

システム2									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CS(コミュニケーション・サーバ)において管理がなされているため、住民基本台帳ネットワークシステムの内、市町村CSの利用する部分について記載する。								
②システムの機能	本システムは、 1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された情報(氏名、住所、性別、生年月日の4情報(以下「基本4情報」という。))の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 といった機能を有している。  課税課では、本事務において上記のうち、下記の機能のみ利用する。 2. 本人確認 窓口において本人確認するために提示された個人番号カード等を基に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面に表示する。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された基本4情報の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面に表示する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ O ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ O ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ O ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									

システム3	
①システムの名称	統合宛名管理システム
②システムの機能	<p>①宛名情報等管理機能 個々の既存業務システムで個別に管理している宛名情報(宛名番号及び基本4情報)を統合的に管理する。</p> <p>②統合宛名番号付番機能 管理する宛名情報に対して個人を一意に特定できる番号(統合宛名番号)を付番する。</p> <p>③中間サーバ・既存業務システム連携機能 中間サーバで保有する符号と統合宛名管理システムで保有する統合宛名番号とを紐付けし、中間サーバとの連携を行う。また、各業務システムで保有する宛名番号と、統合宛名管理システムで保有する統合宛名番号と紐付けし、個々の既存業務システムとの連携を行い、中間サーバと既存業務システムとの情報連携の橋渡しを行う。</p> <p>④文字コードの変換機能 既存業務システムの文字コードと中間サーバの文字コードの相互変換を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                    <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム            <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバ )</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 情報提供機能にて情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチ(一括処理)の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                    <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム            <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>

システム5	
①システムの名称	eLTAX(地方税ポータルシステム)
②システムの機能	<p>【LGWANを通じた地方税の電子申告等】</p> <p>①申告・申請・届出データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの連携 ③給与支払報告書データ及び特別徴収税額通知データの連携 ④特定個人情報ファイル(本人確認用)データの連携 ⑤寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信機能</p> <p>【年金からの特別徴収】</p> <p>①特別徴収対象者データ等及び公的年金等支払報告書データの連携 ②年金特別徴収税額データの連携</p> <p>【国税連携】</p> <p>①確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 ②確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 ③確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 ④法定調書データのダウンロード機能 ⑤法定調書イメージデータダウンロード機能 ⑥扶養是正情報等データファイルの送信機能 ⑦団体間回送機能 ⑧住民登録外課税通知データの送受信機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ O ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>
システム6	
①システムの名称	課税原票イメージファイリングシステム
②システムの機能	<p>① 給与支払報告書、公的年金支払報告書、市民税・府民税申告書、確定申告書、給与支払報告書・特別徴収に関する異動届書、法定調書、特別徴収への徴収区分変更依頼書、税務署非違い連絡箋、各照会文書等の画像データ化(スキャニング処理)</p> <p>② 基幹系システムからのデータ連携によるイメージ帳票の作成</p> <p>③ eLTAXからのデータ連携によるイメージ帳票の作成</p> <p>④ イメージ帳票及びスキャニング処理した画像データの管理</p> <p>⑤ 他自治体への回送帳票(イメージファイル)の作成</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ O ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム7	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	<p>本システムは、</p> <p>1. 収納状況の照会(納付額又は過誤納額を確認する。)</p> <p>2. 納付書発行</p> <p>3. 消込処理(収納データの入力又は取込みを行い、納付額を反映させる。)</p> <p>4. 還付充当(過誤納金に対して還付充当処理を行い、還付決議書及び還付通知書並びに充当決議書及び充当通知書を発行させる。)</p> <p>5. 納税証明書発行(車検用除く。)</p> <p>6. 督促状及び催告書の発行(納付書付きの督促状及び催告書を作成する。)</p> <p>といった機能を有している。</p> <p>個人住民税賦課事務では、上記のうち、下記の機能のみ利用する。</p> <p>1. 収納状況の照会(納付額又は過誤納額を確認する。)</p> <p>2. 納付書発行</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ O ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ O ] 宛名システム等    [ O ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム8									
①システムの名称	住民基本台帳システム								
②システムの機能	<p>本システムは、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 住民票の記載（転入、出生、国籍取得、在留資格取得等により住民を新たに住民基本台帳に記録する。）</li><li>2. 住民票の修正（住民票の記載事項を修正する。）</li><li>3. 住民票の消除（転出、死亡、国籍喪失等により住民に関する情報を住民基本台帳から消除する。）</li><li>4. 住民票の照会（住民基本台帳から該当する住民の記録を照会する。）</li><li>5. 証明書・通知書の発行（住民票副本、住民票の写し（個人票）、転出証明書等を発行する。）</li><li>6. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携（本人確認情報、転出証明書、転入通知、広域交付住民票の写し等を連携する。）</li></ol> <p>といった機能を有している。</p> <p>個人住民税賦課事務では、上記のうち、下記の機能のみ利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>4. 住民票の照会（住民基本台帳から該当する住民の記録を照会する。）</li></ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"><tr><td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td><td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td><td><input type="checkbox"/> 税務システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> その他 （</td><td>）</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 （	）
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 （	）								
システム9									
①システムの名称	宛名・納付システム（住登外管理システム）								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 宛名の登録 ①住登外個人（※1）の登録ができる。 ②法人の登録ができる。 ③共有者（※2）及び共有構成員の登録ができる。 ※1 住民基本台帳登録外者（住登外）とは、本市の住民基本台帳に登録されていないが、実際に本市内に居住している者 ※2 所有権等の権利を複数人で共有している者</li><li>2. 宛名の異動 ①住登外個人、法人及び共有者宛名の修正ができる。 ②住基除票者の住登外異動ができる。</li><li>3. 宛名の照会 ①住登外個人、法人及び共有者宛名の照会ができる。 ②住民宛名の照会ができる。 ③所属世帯の照会ができる。</li><li>4. 個別宛名の管理 ①代納の登録、修正及び停止ができる。 ②送付先の登録、修正及び停止ができる。</li><li>5. 納付情報の管理 ①振替口座の登録、修正及び停止ができる。 ②納組支払の登録、修正及び停止ができる。 ③前納支払の登録、修正及び停止ができる。</li><li>6. 振込口座の管理 振込口座の登録、修正及び停止ができる。</li><li>7. 金融機関の管理 口座振替、口座振込登録申請に基づき、金融機関の登録及び修正ができる。</li><li>8. 納税組合の管理 納税組合の登録及び修正ができる。</li><li>9. 口座振替、振込の管理 自治体と金融機関との口座振替、振込契約内容、指定金融機関の登録及び修正ができる。</li></ol> <p>個人住民税賦課事務では、上記のうち、下記の機能のみ利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 宛名の登録 ①住登外個人（※1）の登録ができる。 ②法人の登録ができる。 ③共有者（※2）及び共有構成員の登録ができる。 ※1 住民基本台帳登録外者（住登外）とは、本市の住民基本台帳に登録されていないが、実際に本市内に居住している者。 ※2 所有権等の権利を複数人で共有している者</li><li>2. 宛名の異動 ①住登外個人、法人及び共有者宛名の修正ができる。 ②住基除票者の住登外異動ができる。</li><li>3. 宛名の照会 ①住登外個人、法人及び共有者宛名の照会ができる。 ②住民宛名の照会ができる。 ③所属世帯の照会ができる。</li><li>4. 個別宛名の管理 ①代納の登録、修正及び停止ができる。 ②送付先の登録、修正及び停止ができる。</li></ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"><tr><td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td><td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td><td><input type="checkbox"/> 税務システム</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> その他 （</td><td>）</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 （	）
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 （	）								



システム10	
①システムの名称	コンビニ証明発行システム
②システムの機能	市民からの証明書発行請求による、コンビニ証明書交付センターからの要求に応答し、個人住民税システムと随時データ連携を行っているコンビニ証明発行システムから、コンビニ証明書交付センターを通じて、請求のあったコンビニ等の交付機へ当該市民の証明書データを返信する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（コンビニ証明書交付センター）

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項</li> <li>○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項</li> <li>○番号法第9条第5項</li> <li>○住民基本台帳法第30条の10第1項第1号 別表第2の第2の2の項</li> <li>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第11項</li> <li>○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の10の項</li> <li>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第10項</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>○番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2の第27の項</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部 課税課
②所属長の役職名	総務部 課税課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者及びその扶養親族
その必要性	①申告・届出等の書類の内容確認の際に、個人番号を利用する。 ②通知書等の作成時に個人番号を付与する。 ③申請等の際に納税者の利便性の向上に利用する。 ④地方公共団体等及び行政機関等の調査・照会を行う際に、個人番号を利用する。 ⑤適正な賦課を目的としており、そのために必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	①個人番号、その他識別情報：対象者の特定及び名寄せを行うため ②基本4情報及び連絡先：本人へ連絡等又は申請等の内容の確認のため ③その他住民票関係情報：家族関係、死亡又は相続の確認又は扶養関係等の確認のため ④国税関係情報：所得税情報の確認のため ⑤地方税関係情報：課税内容を把握するため、及び、算出した住民税額に基づいて各種証明書(課税証明書・所得証明書)を発行するため ⑥健康・医療関係情報：医療費控除額の把握のため ⑦医療保険関係情報：社会保険料控除額確認のため ⑧障害者福祉関係情報：障害者控除額確認のため ⑨生活保護・社会福祉関係情報：生活保護受給者を課税対象者から除外するため ⑩介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除額確認のため ⑪雇用・労働関係情報：特別徴収義務者の所在地、名称の把握及び減免審査のため ⑫年金関係情報：年金所得情報を把握するため ⑬学校・教育関係情報：勤労学生控除額確認のため ⑭災害関係情報：災害減免審査のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	総務部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、健康保険課、保護課、障がい福祉課、収納課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、特別徴収義務者、年金保険者、地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体、広域連合、特別徴収義務者等 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 特別徴収義務者等 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	①申告・届出等の受付 ②課税資料に関する調査・照会 ③個人市・府民税額の算出 ④税額の決定、変更及び減免等の通知								
④使用の主体	使用部署	総務部 課税課							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		1. 申告・届出等の受付・申告書等に記載された個人番号について、本人確認をする。 2. 課税資料に関する調査・照会 ①本人、本市他部署、官公署、他団体等及び民間事業者に対して調査・照会する。 ②住民基本台帳情報、生活保護受給者情報等により、課税対象者か否かを判断する。 ③給与支払報告書、確定申告書、個人市・府民税申告書、公的年金支払報告書及び法定調書に個人番号が記載され、名寄せに利用する。 ④国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額情報は、社会保険料控除額決定の参考にする。 ⑤地方税第294条第3項に基づく通知に記載する。 ⑥本市に居住する納税義務者及び被扶養者の障害者情報を基に障害者控除の要件を満たしているか否かを調査する。 ⑦本市に居住する納税義務者の本市外に居住する控除対象配偶者及び扶養親族に係る者等について控除の要件を満たしているか否かの調査に情報提供ネットワークシステムを利用する。 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて扶養関係情報、所得情報を提供することができるよう照会用データを中間サーバーに記録する。 3. 個人市・府民税額の算出 各種課税資料の情報から課税計算を行う。 4. 税額の決定、変更及び減免の通知 納税通知書、更正及び減免決定通知書等に個人番号を記載して本人に通知する。 5. 証明書発行 ①市民からの証明書発行請求により、算出した住民税額に基づいて各種証明書(課税証明書・所得証明書)を発行する。 ②市民からの証明書発行請求による、コンビニ証明書交付センターからの要求に回答し、個人住民税システムと随時データ連携を行っているコンビニ証明発行システムから、コンビニ証明書交付センターを通じて、請求のあったコンビニ等の交付機へ当該市民の証明書データを返信する。							
	情報の突合	個人番号を利用することで、次のとおり個人の特定において正確性を担保する。 ①課税資料等と本市保有情報を突合し、個人の特定等を行っている。 ②課税情報等と生活保護者情報を突合し、非課税者等の特定を行っている。 ③課税資料等と国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料情報を突合し、社会保険料控除額のチェックを行っている。 ④課税情報等と障害者情報を突合し障害者控除のチェックを行っている。							
⑥使用開始日	平成28年1月4日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	個人住民税システムの運用管理と保守、パンチ入力及び帳票の印刷の委託	
①委託内容	業務効率化などを目的としてシステムの包括的なアウトソーシングを行っている。 ① 個人住民税システムの運用管理並びに税制改正に伴うシステム改修等 ② 課税資料を基に作成したイメージデータから電子計算機で処理するための入力データの作成 ③ 納税通知書等の大量印刷	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は、原則として禁止しているが、あらかじめ書面により市長の承認を得たときは、この限りでない。 なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務などが課せられることとなっている。
	⑥再委託事項	包括的なアウトソーシングに対応するため、データセンターの運用や情報システムの運用・保守を始めパンチ入力、帳票の大量印刷などの業務を再委託している。
委託事項2	地方税電子申告支援サービス運用業務の委託	
①委託内容	地方税共同機構が運営するeLTAX(地方税ポータルシステム)と連携して、LGWANIにより本市に設置する審査サーバ用操作端末と地方税共同機構の認定委託先事業者が運営するデータセンター内に設置された審査サーバとを接続して、電子申告・国税連携データ等の審査やデータ保管等を行う業務を委託している。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は、原則として禁止しているが、あらかじめ書面により市長の承認を得たときは、この限りでない。 なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務などが課せられることとなっている。
	⑥再委託事項	・門真市への情報展開 ・ソフトウェアのバージョンアップ対応 ・門真市からの問い合わせ対応(FAQ対応、障害一次対応(現地含む)等) ・門真市との打ち合わせ対応(個人情報を取り扱う業務以外)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 7 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 1 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	納税義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	①納税通知書 ②税額の決定・変更通知書
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	6月及び随時
提供先2	個人住民税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	5月及び随時
提供先3	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2で定める事務
③提供する情報	番号法第19条第8号別表第2に定める個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同等
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼(照会)のあったときであり、随時である。

提供先4	国税庁長官、都道府県知事又は他市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	課税資料の閲覧、記録等、番号法第19条8号に定める地方税法又は国税に関する法律の規定による事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( 政令で定める安全確保措置を講じた方法 )
⑦時期・頻度	1~4月及び随時
提供先5	門真市教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第11号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項
②提供先における用途	番号法第19条第11号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項で定める事務
③提供する情報	番号法第19条第11号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項に定める個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「②提供先における用途」に記載する事務において必要となる者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( 業務システム端末による直接閲覧 )
⑦時期・頻度	随時
提供先6	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	門真市に対して電子申告を行った者のうち、門真市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	随時

提供先7	都道府県知事又は他市区町村長
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	住登外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知書：個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税通知：住登外課税とした旨及び住所、氏名等 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税通知：住登外課税とした者 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	住登外課税通知：6月ほか随時 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月
移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務を所管する部署のうち実施機関が門真市長に属する部署(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2号に規定する別表第2第2号の1、3、4、5、8、9、10、11、12、14、15、16、17、21の項
②移転先における用途	番号法第9条第1項の規定により別表第1で定められている事務(実施機関が門真市長以外の事務を除く)において庁内連携として個人番号を利用するため
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同等
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	異動等がある都度、随時連携する



移転先2	番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務を所管する部署のうち実施機関が門真市長に属する部署(別紙3参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1号に規定する別表第2第1項
②移転先における用途	別紙3のとおり
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同等
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	異動等がある都度、随時連携する
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<個人住民税システムが設置されたデータセンターにおける措置> 個人住民税システムのサーバは、環境上の脅威(火災、地震、浸水)や安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)から保護された外部データセンターのサーバに設置・保管されている。特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。なお、保存期間経過の機器入替や修理等によりサーバ機器のディスクを破棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容を消去している。 <課税資料(紙媒体)の措置> 施錠された保管庫で保存している。 <市町村CSにおける措置> 市町村CSは、管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置されている。特定個人情報へのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。 <課税原票イメージファイリングシステムにおける措置> 当システムは、管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管されている。当システムにアクセスするには、IDとパスワードによる認証が必要である。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添1別紙のとおり

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;個人住民税システム等における措置&gt;</p> <p>①担当職員が窓口で支払報告書、申告書、申請書等を受け付ける際、支払報告書、申告書、申請書等の内容を確認し、対象者以外の情報は入手しない。</p> <p>②給与支払者、年金保険者、納税義務者が対象者の必要のない情報まで誤って記載することがないような支払報告書、申告書、申請書等の様式にする。また、各様式には必要に応じて記載要領、記載例を掲載する。</p> <p>③担当職員が窓口で支払報告書、申告書、申請書等を受け付ける際、支払報告書、申告書、申請書等の内容を確認し、必要のない情報は入手しない。</p> <p>④職員に対して対象者以外の情報や必要のない情報を入手しないために必要な教育・研修を実施する。</p> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <p>①本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者、国税庁、他自治体等からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p> <p>②法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1.不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置</p> <p>①給与支払者、年金保険者、納税義務者が支払報告書、申告書、申請書の様式に記載する際、記載する項目に疑念を抱くような場合、その使用目的を明示する。</p> <p>②特定個人情報の入手元である他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行なうこととなる。</p> <p>2.入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置</p> <p>①窓口で納税義務者から申告書等を入力する場合は、個人番号カード等で本人確認を行う。</p> <p>②給与支払者、年金保険者、納税義務者から入手した支払報告書、申告書等に記載された特定個人情報が正確であるかをチェックするために個人番号をキーにして既存住民基本台帳システムや住基ネットの本人確認情報に記録されている特定個人情報と照合して誤りがないかを確認する。なお、特定個人情報の入手元が他自治体の場合、番号法第16条の規定に基づき、当該入手元が本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。そのため、正確性の確保については、入手元である他自治体に委ねられる。</p> <p>③入力内容に誤りがないように入力者並びに点検者が入力原票と入力結果(プルーフリスト)をチェックする。</p> <p>④誤入力を防止するために入力作業の手続マニュアルを作成して入力担当者を訓練する。</p> <p>3.入手の際に特定個人情報漏えい紛失するリスクに対する措置</p> <p>①本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者、国税庁、他自治体等から支払報告書、申告書等を電子媒体で入手する場合は、双方で暗号化や送付方法を取決めてる。また、紙媒体で入手する際も双方で送付方法を取決めてる。</p> <p>②eLTAX端末から支払報告書、申告書等を入力する場合は、使用できる端末と担当者を特定している。</p> <p>③書面で取得する場合は、本人から直接書面で受け取ることを原則とし、郵送の場合は、担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに返送するよう説明している。</p> <p>④入手した電子媒体や紙媒体の情報を一時保管する場合は所定の場所に保管して、漏えいや紛失することを防止している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システムの仕組みとして担保する。また、個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人住民税システム、統合宛名管理システム、eLTAX(地方税ポータルシステム)及び課税原票イメージファイリングシステムを使用する必要がある職員を限定し、個人ごとにIDと認証用ICカードを与えると共に、ICカードとパスワードで本人認証を行っている。
その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、システム管理者(企画課)が管理を行っており、人事異動情報等の確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先との特定個人情報ファイルの取扱いは、各々の契約書において以下の事項について定めることとする。 ① 委託元と委託先の責任の明確化 ② 安全管理に関する事項 ③ 再委託に関する事項 ④ 特定個人情報ファイルの取扱い状況に関する委託元への報告の内容と頻度 ⑤ 契約内容が遵守されていることを委託元が確認できる事項(監査等) ⑥ 契約内容が遵守されなかった場合の措置(損害賠償等) ⑦ 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関すること ⑧ 特定個人情報の漏えい防止、盗用禁止に関する事項 ⑨ 契約範囲外の複写・複製の禁止 ⑩ 委託契約期間 ⑪ 契約終了後の特定個人情報ファイルの返還・消去・廃棄に関する事項 ⑫ その他
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託先に対しても委託先が義務として負う安全管理措置と同様の義務を行う。委託先との定例会議等で契約内容の履行状況につき必要に応じ報告を受けることとし、必要に応じ監査を行うこととしている。
その他の措置の内容	受託者側(再委託先も含む。)において利用するユーザーIDについては、業務履行上必要な最小限度のアクセス権限の付与と制御を行い、必要に応じ、アクセス記録を取得し、チェックを行うこととしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）  提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関しては、番号法や地方税法等の各種法令に基づき、また、本市の個人情報保護条例等の取扱いに準じ、誰に対してどんな特定個人情報を何の目的で提供・移転できるかの判断を行う事をルールとしており、必要に応じ担当者に対し、研修を行うこととしている。なお、条例等を定めた都度追記する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>2. 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p> <p>3. その他中間サーバーにおけるリスクに対する措置</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <p>&lt;庁内サーバ室における措置&gt;</p> <p>①庁内サーバ室への入退室は、ICカードで制御し、入退室者をカメラで常時監視し、管理している。</p> <p>②機器等を修理又は廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容を消去している。</p> <p>&lt;個人住民税システムが設置されたデータセンターにおける措置&gt;</p> <p>①個人住民税システムのサーバは、環境上の脅威(火災、地震、浸水)や安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)から保護された外部データセンターの専用ラックに搭載されたサーバに保管されている。</p> <p>②データセンターのサーバが設置されている区画への入退室は、ICカードで制御し、入退室者をカメラで常時監視し、管理している。</p> <p>③機器等を修理又は廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその内容を消去している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【技術的対策】</p> <p>&lt;庁内サーバ室における措置&gt;</p> <p>①特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。IDとパスワードは、秘密に管理し、アクセス権限がある者のみがサーバにアクセスできることとしている。</p> <p>②特定個人情報を保管しているシステムへのアクセス記録を必要に応じ、取得してチェックしている。</p> <p>③サーバやクライアントPCにウイルス対策ソフトウェアを導入して、定期的にパターンファイルを更新している。</p> <p>④セキュリティパッチをクライアントPC等に定期的に適用している。</p> <p>⑤暗号化ソフト、ファイアウォール及び不正接続防止装置を導入している。</p> <p>&lt;個人住民税システムが設置されたデータセンターにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。IDとパスワードは、秘密に管理し、アクセス権限がある者のみがサーバにアクセスできることとしている。</p> <p>②特定個人情報を保管しているシステムへのアクセス記録を必要に応じ、取得してチェックしている。</p> <p>③サーバやクライアントPCにウイルス対策ソフトウェアを導入して、定期的にパターンファイルを更新している。</p> <p>④セキュリティパッチをクライアントPC等に定期的に適用している。</p> <p>⑤暗号化ソフト、ファイアウォール及び不正接続防止装置を導入している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(統合脅威管理装置)の導入。コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;庁内における措置&gt; 全職員に対して、情報セキュリティ研修及び個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684
②請求方法	本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を請求先窓口を持参し、請求先窓口にて開示等請求書(指定様式)に必要事項を記載し、当該請求書を提出することにより開示等を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	門真市 総務部 課税課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5898
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応については記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年1月17日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	



(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務で地方税情報に関するもの				
No	情報照会者 (提供先)	事務 (用途)	情報提供者 (提供者)	特定個人情報 (提供する情報)
1	一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
2	二 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	三 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	四 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
5	六 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
6	八 都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
7	九 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
8	十一 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
9	十六 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
10	十八 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

11	二十三 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
12	二十六 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
13	二十七 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
14	二十八 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
15	二十九 厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
16	三十一 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
17	三十四 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
18	三十五 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
19	三十七 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
20	三十八 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
21	三十九 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
22	四十 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	四十二 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

24	四十八 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
25	五十四 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	五十七 都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
27	五十八 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
28	五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
29	六十一 市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
30	六十二 市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
31	六十三 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
32	六十四 都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
33	六十五 都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
34	六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	六十七 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
36	七十 市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

37	七十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
38	七十四 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
39	八十 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
40	八十四 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
41	八十五の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	八十七 都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
43	九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
44	九十二 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
45	九十四 市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
46	九十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
47	百一 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

48	百二 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
49	百三 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
50	百六 独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
51	百七 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
52	百八 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
53	百十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
54	百十四 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
55	百十五 平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
56	百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
57	百二十 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの



(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務					
項番	情報照会者	実施機関	所管部署	事務	特定個人情報
8	市町村長	門真市長	保健福祉部 障がい福祉課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)
8	市町村長	門真市長	こども部 保育幼稚園課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)	門真市長	こども部 子育て支援課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	門真市長	保健福祉部 健康増進課	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事	門真市長	保健福祉部 障がい福祉課	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
12	市町村長	門真市長	保健福祉部 障がい福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
14	都道府県知事	門真市長	保健福祉部 障がい福祉課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事等	門真市長	保健福祉部 保護課	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事等	門真市長	保健福祉部 保護課	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	門真市長	総務部 収納課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
19	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	門真市長	まちづくり部 都市政策課	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

27	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	門真市教育委員会	教育部学校教育課	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
30	市町村長又は国民健康保険組合	門真市長	保健福祉部健康保険課	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
30	市町村長又は国民健康保険組合	門真市長	総務部収納課	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	厚生労働大臣	門真市長	市民生活部市民課	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
34	市町村長	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
35	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	門真市長	まちづくり部都市政策課	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
36-2	市町村長	門真市長	総務部危機管理課	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	門真市長	こども部こども政策課	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部福祉政策課	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
41	市町村長	門真市長	保健福祉部高齢福祉課	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
43	都道府県知事	門真市長	こども部子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は市町村長	門真市長	こども部子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
45	都道府県知事等	門真市長	こども部子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
46	厚生労働大臣又は都道府県知事	門真市長	こども部こども政策課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
47	都道府県知事等	門真市長	こども部こども政策課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部福祉政策課	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

49	市町村長	門真市長	保健福祉部 健康増進課	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
49	市町村長	門真市長	こども部こ ども政策課	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
50	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部 福祉政策課	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
53	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部 福祉政策課	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
56	市町村長(児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	門真市長	こども部こ ども政策課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
59	市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第48条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)	門真市長	保健福祉部 健康保険課 及び総務部 収納課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
62	厚生労働大臣	門真市長	市民生活部 市民課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
63	都道府県知事等	門真市長	保健福祉部 保護課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
68	市町村長	くすのき広 域連合	保健福祉部 高齢福祉課	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
69	都道府県知事	門真市長	総務部危機 管理課	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
76	市町村長	門真市長	保健福祉部 健康増進課	健康増進法(平14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
83	厚生労働大臣	門真市長	市民生活部 市民課	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
84	都道府県知事又は市町村長	門真市長	保健福祉部 障がい福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの

86	厚生労働大臣 又は日本私立 学校振興・共済 事業団、国家公 務員共済組合 連合会、地方公 務員共済組合、 全国市町村職 員共済組合連 合会若しくは地 方公務員共済 組合連合会	門真市長	総務部人事 課	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特 例等に関する法律(平成19年法律第104号)による 文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する 事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
94	市町村長	門真市長	こども部子 育て支援課	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)によ る子どものための教育・保育給付の支給又は地域子 ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの
95	厚生労働大臣	門真市長	市民生活部 市民課	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成2 4年法律第102号)による年金生活者支援給付金の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報 であって主務省令 で定めるもの

(別紙3) 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務

項番	実施機関	所管部署	事務	特定個人情報
1	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。)に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)
2	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年門真市条例第40号)による重度障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
3	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	門真市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成29年門真市条例第26号)附則第2項の規定による廃止前の門真市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年門真市条例第28号)による老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
4	門真市長	保健福祉部高齢福祉課	高齢者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
5	門真市長	保健福祉部高齢福祉課	高齢者等に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
6	門真市長	保健福祉部高齢福祉課	ひとり暮らし等の高齢者に対する安否確認及び緊急連絡の手段を確保するための電話の貸与等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
7	門真市長	保健福祉部高齢福祉課	国民年金法(昭和34年法律第141号)による老齢年金等の支給を受けることができない高齢者に対する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
8	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第1号に規定する日常生活用具給付等事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
9	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	地域生活支援事業のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第2号に規定する移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
10	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	地域生活支援事業のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第3号に規定する日中一時支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
11	門真市長	こども部こども政策課	門真市こどもの医療費の助成に関する条例(平成6年門真市条例第4号)によるこどもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
12	門真市長	こども部こども政策課	門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年門真市条例第12号)によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)		
No	テーブル名	記録項目
1	人テーブル	1.宛名番号 2.人格区分 3.最新履歴番号 4.電話番号 5.有効宛名番号 6.外字未作成フラグ 7.更新日時 8.更新職員ID 9.バージョン
2	人履歴テーブル	1.宛名番号 2.宛名履歴番号 3.住記区分 4.状態区分 5.世帯識別 6.カナ氏名 7.検索用カナ氏名 8.氏名 9.検索用氏名 10.生年月日 11.生年月日不明コード 12.性別 13.住民票コード 14.個人番号 15.郵便番号 16.都道府県コード 17.市町村コード 18.大字コード 19.小字コード 20.番地コード 21.住所町村名 22.住所字名 24.番地 24.方書 25.宛名方書 26.管轄コード 27.行政区コード 28.隣組コード 29.小学校区コード 30.中学校区コード 31.投票区コード 32.住民となった年月日 33.住民となった年月日不明コード 34.住民となった事由 35.住民となった届出日 36.住民でなくなった年月日 37.住民でなくなった年月日不明コード 38.住民でなくなった事由 39.住民でなくなった届出日 40.異動年月日 41.世帯番号 42.世帯履歴番号 43.所属期間番号 44.更新日時 45.更新職員ID
3	課税台帳テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.最新台帳履歴番号 4.更新日時 5.更新職員ID 6.バージョン
4	課税台帳履歴テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.管轄コード 5.台帳取消フラグ 6.非課税判定区分 7.所得割課税状態区分 8.均等割課税状態区分 9.住民税徴収区分 10.異動事由コード 11.異動理由コード 12.年金特徴中止区分 13.翌年度仮徴収年特中止区分 14.宛名履歴番号 15.異動年月日 16.事業所番号 17.事業所履歴番号 18.受給者番号 19.年特義務者コード 20.年金コード 21.年特継続区分 22.控対配 23.本該配未 24.本該障害 25.本該老寡勤 26.本該寡婦ひとり親 27.扶養人数合計 28.扶養人数 特定 29.扶養人数 年少 30.扶養人数 老人内同居 31.扶養人数 老人 32.扶養人数 その他 33.扶養障害 合計 34.扶養障害 特別内同居 35.扶養障害 特別 36.扶養障害 普通 37.資料区分 38.青白区分 39.配専区分 40.他専人数 41.普徴終了期 42.普徴開始期 43.特徴終了月 44.特徴開始月 45.年特終了月 46.年特開始月 47.特徴一括徴収区分 48.普徴一括徴収区分 49.年税額 50.普徴年税額 51.特徴年税額 52.年特年税額 53.公年所得算出税額 54.給年所得算出税額 55.道府県民税均等割額 56.道府県民税 所得割額 57.市町村民税 均等割額 58.市町村民税 所得割額 59.人的資料管理番号 60.人的資料履歴番号 61.通知書発行日 62.ワンストップ特例適用フラグ 63.雑損失繰越・所得控除順 64.所得金額調整控除区分 65.作成支所コード 66.作成区分 67.作成日時 68.作成職員ID 69.更新支所コード 70.更新区分 71.更新日時 72.更新職員ID
5	納税義務者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.宛名履歴番号 4.管轄コード 5.期割管轄コード 6.住記区分 7.世帯識別 8.本人カナ氏名 9.本人氏名 10.生年月日 11.性別 12.郵便番号 13.都道府県コード 14.市町村コード 15.大字コード 16.小字コード 17.番地コード 18.住所町村名 19.住所字名 20.番地 21.方書 22.宛名方書 23.行政区コード 24.隣組コード 25.世帯番号 26.続柄コード 27.世帯内順序 28.世帯主カナ氏名 29.世帯主氏名 30.納税義務区分 31.申告発行区分 32.申告免除区分 33.強制非課税区分 34.婚姻歴区分 35.配偶者個人番号 36.配偶者履歴番号 37.削除フラグ 38.更新日時 39.更新職員ID 40.バージョン
6	家屋敷課税者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会書発行区分 4.照会年月日 5.照会番号 6.回答希望年月日 7.受付年月日 8.整理番号 9.照会先課税区分 10.照会先都道府県コード 11.照会先市町村コード 12.代表物件番号 13.代表物件履歴番号 14.物件件数 15.備考 16.更新日時 17.更新職員ID
7	家屋敷物件テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.物件番号 4.物件履歴番号 5.削除フラグ 6.更新日時 7.更新職員ID
8	住登外扶養者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.住登外扶養者番号 4.住登外扶養者履歴番号 5.照会書発行区分 6.照会年月日 7.照会番号 8.回答希望年月日 9.受付年月日 10.整理番号 11.照会先都道府県コード 12.照会先市町村コード 13.更新日時 14.更新職員ID
9	みなし除外者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会先都道府県コード 4.照会先市町村コード 5.居所 6.除外者合計所得 7.除外者年税額 8.文書番号 9.更新日時 10.更新職員ID
10	配当還付テーブル	1.賦課年度 2.配当還付管理番号 3.宛名番号 4.調定年度 5.異動年月日 6.通知年月日 7.還付年月日 8.還付状況 9.還付方法 10.還付額 11.還付加算金起算年月日 12.還付加算金 13.通知個人番号 14.事由コード 15.還付理由 16.金融機関コード 17.支店コード 18.口座種別 19.口座番号 20.口座名義人カナ 21.口座名義人 22.備考 23.削除フラグ 24.更新日時 25.更新職員ID 26.バージョン
11	所得テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.所得金額 6.更新日時 7.更新職員ID
12	控除テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.控除金額 6.更新日時 7.更新職員ID
13	課税標準額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算所得コード 5.計算所得額 6.課税標準額 7.計算所得 道府県民税額 8.計算所得 市町村民税額 9.更新日時 10.更新職員ID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)		
No	テーブル名	記録項目
14	軽減免テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減免コード 5.軽減免率 6.道府県民税 軽減免均等割額 7.道府県民税 軽減免所得割額 8.市町村民税 軽減免均等割額 9.市町村民税 軽減免所得割額 10.更新日時 11.更新職員ID
15	期割テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.期 5.特徴済フラグ 6.事業所番号 7.特徴期割税額 8.特徴期割充当額 9.特徴期割納付額 10.普徴済フラグ 11.普徴期割税額 12.普徴期割充当額 13.普徴期割納付額 14.普徴内年特期割額 15.年特済フラグ 16.年特義務者コード 17.年特期割税額 18.現年度仮徴収年特義務者コード 19.現年度仮徴収年特期割税額 20.翌年度仮徴収年特義務者コード 21.翌年度仮徴収年特期割税額 22.更新日時 23.更新職員ID
16	内特課税台帳テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.扶養人数 合計 5.扶養人数 特定 6.扶養人数 年少 7.扶養人数 老人内同居 8.扶養人数 老人 9.扶養人数 その他 10.扶養障害 合計 11.扶養障害 特別内同居 12.扶養障害 特別 13.扶養障害 普通 14.年税額 15.道府県民税 均等割額 16.道府県民税 所得割額 17.市町村民税 均等割額 18.市町村民税 所得割額 19.更新日時 20.更新職員ID
17	内特所得テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.所得金額 6.更新日時 7.更新職員ID
18	内特控除テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.控除金額 6.更新日時 7.更新職員ID
19	内特課税標準額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算所得コード 5.計算所得額 6.課税標準額 7.計算所得 道府県民税額 8.計算所得 市町村民税額 9.更新日時 10.更新職員ID
20	内特計算過程税額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算税額コード 5.計算過程 道府県民税額 6.計算過程 市町村民税額 7.更新日時 8.更新職員ID
21	内特軽減免テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減免コード 5.軽減免率 6.道府県民税 軽減免均等割額 7.道府県民税 軽減免所得割額 8.市町村民税 軽減免均等割額 9.市町村民税 軽減免所得割額 10.更新日時 11.更新職員ID
22	扶養テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.被扶養者番号 5.被扶養者履歴番号 6.扶養関係区分 7.専従区分 8.障害区分 9.扶養区分 10.専従者控除額 11.所得金額調整控除扶養親族等区分 12.更新日時 13.更新職員ID
23	給与支払報告書テーブル	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.受給者番号 5.年末調整区分 6.控対配 7.控対配有 8.控対配 無 9.控対配 老 10.扶養人数 合計 11.扶養人数 特定 12.扶養人数 年少 13.扶養人数 老人内同居 14.扶養人数 老人 15.扶養人数 その他 16.扶養障害 合計 17.扶養障害 特別内同居 18.扶養障害 特別 19.扶養障害 普通 20.非居住者親族数 21.摘要 22.本該 配未 23.本該 夫あり 24.本該 未成年 25.本該 障害 26.本該 特障 27.本該 他障 28.本該 老寡勤 29.本該 老人 30.本該 寡婦一般/寡婦 31.本該 寡婦特別 32.本該 寡夫/ひとり親 33.本該 勤労学生 34.乙欄 35.死亡退職 36.災害者 37.外国人 38.就職年月日 39.退職年月日 40.専給区分 41.前職区分 42.非合算区分 43.住借特控申告提出区分 44.住借特控入居年月日 45.住借特控区分 46.住借特控入居年月日2 47.住借特控区分2 48.住借特控可能額区分 49.備考(控除対象扶養親族) 50.備考(16歳未満) 51.所得金額調整控除区分 52.事業所番号 53.事業所履歴番号 54.前職事業所番号 55.前職事業所履歴番号 56.前職支払金額 57.登録区分 58.更新日時 59.更新職員ID
24	公的年金支払報告書テーブル	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.本該 障害 5.本該 特障 6.本該 他障 7.老寡勤 8.本該 老年者 9.寡婦寡夫 10.寡婦特別/ひとり親 11.控対配 12.控対配有 13.控対配 無 14.控対配 老 15.扶養人数 合計 16.扶養人数 特定 17.扶養人数 年少 18.扶養人数 老人 19.扶養人数 その他 20.扶養障害 合計 21.扶養障害 特別内同居 22.扶養障害 特別 23.扶養障害 普通 24.摘要 25.非居住者親族数 26.事業所番号 27.事業所履歴番号 28.年特義務者コード 29.公年管理番号 30.更新日時 31.更新職員ID
25	申告書テーブル	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.納税者番号 5.青白区分 6.控対配 7.本該 配未 8.本該 障害 9.本該 老寡勤 10.本該 寡婦ひとり親 11.扶養人数 合計 12.扶養人数 特定 13.扶養人数 年少 14.扶養人数 老人内同居 15.扶養人数 老人 16.扶養人数 その他 17.扶養障害 合計 18.扶養障害 特別内同居 19.扶養障害 特別 20.扶養障害 普通 21.住借特控入居年月日 22.住借特控区分 23.住借特控入居年月日2 24.住借特控区分2 25.住借特控可能額区分 26.局署番号 27.eLTA整理番号 28.利用者識別番号 29.eLTA/ハッチ番号 30.受付番号 31.台帳番号 32.ファイル種別 33.第二表未入力フラグ 34.雑損失繰越・所得控除順 35.特別医療費区分 36.更新日時 37.更新職員ID
26	所得情報テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.業務コード 4.最新所得情報履歴番号 5.備考 6.更新日時 7.更新職員ID 8.バージョン

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)		
No	テーブル名	記録項目
27	所得情報履歴テーブル	1.賦課年度 2.宛番号 3.業務コード 4.所得情報履歴番号 5.住民税締回数 6.住民税履歴番号 7.更正年月日 8.申告区分 9.控対配 10.本該配未 11.本該障害 12.本該老寡勤 13.扶養人数 合計 14.扶養人数 特定 15.扶養人数 年少 16.扶養人数 老人同居 17.扶養人数 老人 18.扶養人数 その他 19.扶養人数 その他(16歳以上18歳以下) 20.扶養人数 その他(23歳以上69歳以下) 21.扶養障害 合計 22.扶養障害 特別同居 23.扶養障害 特別 24.扶養障害 普通 25.各種住民金額 26.市町村民税 総所得 27.市町村民税 超短期土地等事業所得 28.市町村民税 土地等事業所得 29.市町村民税 分離短期譲渡所得 一般 30.市町村民税 分離短期譲渡所得 軽減 31.市町村民税 分離長期譲渡所得 一般 32.市町村民税 分離長期譲渡所得 特定 33.市町村民税 分離長期譲渡所得 軽減 34.市町村民税 株式譲渡所得 35.市町村民税 株式譲渡所得 未公開 36.市町村民税 株式譲渡所得 上場 37.市町村民税 分離配当所得 38.市町村民税 先物取引所得 39.市町村民税 山林所得 40.市町村民税 退職所得 41.市町村民税 特例肉用牛所得 42.市町村民税 調整額 43.市町村民税 所得変動経過措置額 44.市町村民税 免税する所得割額 45.市町村民税 調整控除 46.市町村民税 寄附金税額控除 47.市町村民税 住宅借入金等特別控除額 48.市町村民税 配当控除 49.市町村民税 外国税額控除 50.市町村民税 配当割 51.市町村民税 株式譲渡所得割 52.市町村民税 軽減前所得割 53.市町村民税 定率控除後所得割 54.市町村民税 軽減前所得割 55.市町村民税 所得割 56.市町村民税 減免前均等割 57.市町村民税 減免後均等割 58.道府県民税 総所得 59.道府県民税 超短期土地等事業所得 60.道府県民税 土地等事業所得 61.道府県民税 分離短期譲渡所得 一般 62.道府県民税 分離短期譲渡所得 軽減 63.道府県民税 分離長期譲渡所得 一般 64.道府県民税 分離長期譲渡所得 特定 65.道府県民税 分離長期譲渡所得 軽減 66.道府県民税 株式譲渡所得 67.道府県民税 株式譲渡所得 未公開 68.道府県民税 株式譲渡所得 上場 69.道府県民税 分離配当所得 70.道府県民税 先物取引所得 71.道府県民税 山林所得 72.道府県民税 退職所得 73.道府県民税 特例肉用牛所得 74.道府県民税 調整額 75.道府県民税 所得変動経過措置額 76.免税する所得割額 77.道府県民税 調整控除 78.道府県民税 寄附金税額控除 79.道府県民税 住宅借入金等特別控除額 80.道府県民税 配当控除 81.道府県民税 外国税額控除 82.道府県民税 配当割 83.道府県民税 株式譲渡所得割 84.道府県民税 軽減前所得割 85.道府県民税 定率控除後所得割 86.道府県民税 軽減前所得割 87.道府県民税 所得割 88.道府県民税 減免前均等割 89.道府県民税 減免後均等割 90.雑損失繰越・所得控除順 91.本該 寡婦ひとり親 92.更新日時 93.更新職員ID
28	公的年金支払情報テーブル	1.公年管理番号 2.市町村コード 3.年特義務者コード 4.通知内容コード 5.作成年月日 6.整理番号1 7.提出義務者の住所又は所在地 8.提出義務者の氏名又は名称 9.提出義務者の電話番号 10.整理番号2 11.支払いを受ける者の国外住所表示 12.生年月日 13.性別 14.カナ氏名 15.漢字氏名 16.郵便番号 17.カナ住所 18.漢字住所 19.支払金額1 20.支払金額2 21.支払金額3 22.支払金額4 23.未払金額1 24.未払金額2 25.支払金額3 26.支払金額4 27.源泉徴収額1 28.源泉徴収額2 29.源泉徴収額3 30.源泉徴収額4 31.未徴収額1 32.未徴収額2 33.未徴収額3 34.未徴収額4 35.本人特別障害者 36.本人その他障害者 37.本該 寡婦特別/ひとり親 38.本該 寡婦寡夫/寡婦 39.本該 寡婦ひとり親 40.控除対象配偶者有無 41.控除対象配偶者有無 老人 42.扶養人数 特定 43.扶養人数 老人 44.扶養人数 その他 45.障害人数 特別 46.障害人数 その他 47.社会保険料の金額 48.摘要(同居特別障害者の数) 49.摘要2 50.支払年分 51.16歳未満の扶養親族の数 52.非居住者である親族の数 53.提出義務者の法人番号 54.支払を受ける者の個人番号 55.控除対象配偶者フリガナ 56.控除対象配偶者フリガナ 57.控除対象配偶者区分 58.控除対象配偶者個人番号 59.控除対象扶養親族(1)フリガナ 60.控除対象扶養親族(1)氏名 61.控除対象扶養親族(1)区分 62.控除対象扶養親族(1)個人番号 63.控除対象扶養親族(2)フリガナ 64.控除対象扶養親族(2)氏名 65.控除対象扶養親族(2)区分 66.控除対象扶養親族(2)個人番号 67.16歳未満の扶養親族(1)フリガナ 68.16歳未満の扶養親族(1)氏名 69.16歳未満の扶養親族(1)区分 70.16歳未満の扶養親族(1)個人番号 71.16歳未満の扶養親族(2)フリガナ 72.16歳未満の扶養親族(2)氏名 73.16歳未満の扶養親族(2)区分 74.16歳未満の扶養親族(2)個人番号 75.受給者番号 76.レコードイメージ 77.ファイルID 78.更新日時 79.更新職員ID 80.バージョン
29	年金特徴対象者テーブル	1.賦課年度 2.年特管理番号 3.市町村コード 4.捕捉年月 5.年特義務者コード 6.整理番号1 7.年金コード 8.生年月日 9.性別 10.カナ氏名 11.漢字氏名 12.郵便番号 13.カナ住所 14.漢字住所 15.各種区分コード 16.年金支給額 17.整理番号2 18.個人番号 19.宛番号 20.複数年金フラグ 21.状態区分 22.清音済カナ氏名 23.レコードイメージ 24.ファイルID 25.更新日時 26.更新職員ID 27.バージョン
30	年金特徴依頼状態テーブル	1.賦課年度 2.捕捉年月 3.年特開始年月 4.データ件数 5.突合済フラグ 6.依頼済フラグ 7.取込済フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
31	年金特徴徴収結果テーブル	1.賦課年度 2.宛番号 3.期別コード 4.旧市町村コード 5.年特義務者コード 6.年金保険者区分 7.通知内容コード 8.各種区分コード 9.収納年月日 10.期別税額 11.更新日時 12.更新職員ID 13.バージョン
32	年金特徴決定個人テーブル	1.賦課年度 2.処理管理番号 3.宛番号 4.台帳履歴番号 5.更新日時 6.更新職員ID



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)		
No	テーブル名	記録項目
33	年金特徴義務者マスタ	1.年金特徴義務者コード 2.年金特徴義務者名 3.年金特徴区分 4.削除フラグ 5.更新日時 6.更新職員ID 7.バージョン
34	変更個人テーブル	1.賦課年度 2.事業所番号 3.変更履歴番号 4.宛名番号 5.締回数 6.台帳履歴番号 7.変更区分 8.更新日時 9.更新職員ID
35	帳票文言マスタ	1.帳票ID 2.識別ID 3.文言番号 4.項目名 5.桁数 6.文言 7.共通文言ID 8.更新日時 9.更新職員ID
36	発布番号マスタ	1.発付番号 2.発付番号名 3.接頭文字 4.接尾文字 5.連番 6.表示区分 7.削除フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
37	みなし除外者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会先都道府県コード 4.照会先市町村コード 5.居所 6.除外者合計所得 7.除外者年税額 8.文書番号 9.更新日時 10.更新職員ID
38	(住登外)宛名外国人情報テーブル	1.宛名番号 2.宛名履歴番号 3.テーブル区分 4.カナ本名 5.本名 6.カナアルファベット氏名 7.カナ漢字氏名 8.検索用カナ外国人氏名 9.アルファベット氏名 10.漢字氏名 11.検索用外国人氏名 12.カナ通称 13.通称 14.カタカナ表記 15.30条45規定区分 16.在留カード等の番号 17.国籍・地域コード 18.在留資格コード 19.在留期間等年 20.在留期間等月 21.在留期間等日 22.在留期間等 23.在留期間等の満了の日 24.更新日時 25.更新職員ID
39	所得控除マスタ	1.賦課年度 2.所得控除コード 3.所得控除区分 4.所得控除名称 5.所得控除略称 6.所得控除表示順 7.課税台帳記号 8.表示区分 9.印刷区分 10.給報記号 11.公年記号 12.確申B記号 13.確申B分離記号 14.確申A記号 15.市町村申告記号 16.確申職権記号 17.市町村申告職権記号 18.その他所得記号 19.給報表示順 20.公年表示順 21.確申B表示順 22.確申A表示順 23.市町村申告表示順 24.その他所得表示順 25.削除フラグ 26.更新日時 27.更新職員ID 28.バージョン
40	判定額マスタ	1.賦課年度 2.管轄コード 3.税区分 4.判定額コード 5.判定額名称 6.判定額 7.削除フラグ 賦課年度 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
41	個人住民税パラメータマスタ	1.賦課年度 2.管轄コード 3.道府県区分 4.市町村区分 5.市町村民税 均等割設定額 6.道府県民税 均等割設定額 7.市町村民税 環境税額 8.道府県民税 環境税額 9.特徴 一括徴収限度額 10.特徴 期割税額端数単位 11.特徴 課税決定時締回数 12.特徴 証明書発行可能年月日 13.普徴 一括徴収限度額 14.普徴 期割税額端数単位 15.普徴 課税決定時締回数 16.普徴 証明書発行可能年月日 17.年特 一括徴収限度額 18.年特 期割税額端数単位 19.年特 課税確定時締回数 20.年特 依頼データ締回数 21.年特 仮徴収引継回数 22.高齢者 判定基準年月日 23.未成年 判定基準年月日 24.外部連携締回数 25.道府県民税報告締回数 26.検索年度切替年月日 27.特徴 還付加算金起算日 28.普徴 還付加算金起算日 29.環境税計算方法区分 30.更新日時 31.更新職員ID 32.バージョン
42	計算過程税額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算税額コード 5.計算税額 道府県民税額 6.計算税額 市町村民税額 7.更新日時 8.更新職員ID
43	計算税額マスタ	1.賦課年度 2.計算税額コード 3.計算税額名称 4.計算税額略称 5.計算税額表示順 6.表示フラグ 7.削除フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
44	公印マスタ	1.公印ID 2.代理区分 3.公印名 4.職務者肩書1 5.職務者肩書2 6.職務者氏名 7.印影データ 8.印影ファイル名 9.期限FROM 10.期限TO 11.削除フラグ 12.更新日時 13.更新職員ID 14.バージョン
45	課税所得証明書(帳票)テーブル	1.賦課年度 2.文書タイトル 3.発付番号 4.住所 5.氏名 6.生年月日 7.所得年 8.合計所得金額 9.所得名称 10.所得額 11.給与収入 12.うち専従者給与収入 13.公的年金収入 14.備考 15.所得控除計 16.控除対象配偶者 17.配偶者控除 18.配偶者特別控除 19.扶養人数 特定 20.扶養人数 老人 21.扶養人数 その他 22.扶養障害 特別 23.扶養障害 その他 24.本人障害 25.タイトル(老寡ひ勤) 26.老寡ひ勤 27.扶養控除額 特定 28.扶養控除額 老人 29.扶養控除額 その他 30.タイトル(扶養控除額 障害者分) 31.扶養控除額 障害者分 32.扶養障害控除額 特別 33.扶養障害控除額 他 34.本人障害控除額 35.老寡ひ勤控除額 36.所得控除名称 37.所得控除額 38.課税標準額 計 39.課税総所得 40.課税分離譲渡所得等 41.課税山林所得 42.タイトル(課税標準額) 43.課税土地等の事業雑所得 44.タイトル("市"民税) 45.タイトル("県"民税) 46.市民税 税額控除前所得割 47.県民税 税額控除前所得割 48.税額控除等名称 49.市民税 税額控除等金額 50.県民税 税額控除等金額 51.市民税 減免前所得割 52.県民税 減免前所得割 53.市民税 所得割減免 54.県民税 所得割減免 55.市民税 所得割 56.県民税 所得割 57.市民税 軽減前均等割 58.県民税 軽減前均等割 59.市民税 均等割軽減 60.市民税 減免前均等割 61.県民税 減免前均等割 62.市民税 均等割減免 63.県民税 均等割減免 64.市民税 均等割 65.県民税 均等割 66.タイトル("市県"民税額) 67.市民税額 68.市民税 控除不足額 69.県民税 控除不足額 70.タイトル(16歳未満の扶養親族の数) 71.16歳未満の扶養親族の数 72.同一生計配偶者 73.認証文 74.発行年月日 75.職務者肩書1 76.職務者肩書2 77.職務者名 78.公印 79.公印但書
46	コンビニ交付事業者マスタ	1.事業者コード 2.ストア名 3.事業者名 4.削除フラグ 5.更新日時 6.更新職員ID 7.バージョン

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)

No	テーブル名	記録項目
47	広域交付ジャーナル 情報テーブル	1.電文連番 2.ジャーナル順番 3.取引日時 4.取引曜日区分 5.取引休日区分 6.カード番号 7.宛名番号 8.印刷結果 9.事業者コード 10.業務コード 11.機能ID 12.キー情報 13.制度科目コード 14.帳票ID 15.帳票名 16.発付日 17.用途区分 18.発行部数 19.発行手数料 20.個人アクセス情報 21.発付番号ID 22.発付番号 23.端末ID 24.発行元装置番号 25.一部あたりの枚数 26.電子契印開始番号 27.電子契印終了番号 28.店舗名称 29.店舗住所 30.店舗住所コード 31.発行区分 32.特定制御項目コード 33.証明書ファイルデータ 34.補足 35.更新日時 36.更新職員ID

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-6-②	課長 春田 義昭	課税課長 嶋田 篤志	事後	
平成29年4月1日	IV-1-①	門真市 総務部 法務監察課	門真市 総務部 総務課	事後	
平成29年4月1日	別紙2 項番8、9、37、43、44、45、46、47、49、56、94 実施機関	門真市教育委員会	門真市長	事後	
平成29年4月1日	別紙2 項番8 所管部署	こども未来部保育幼稚園課	こども部保育幼稚園課	事後	
平成29年4月1日	別紙2 項番9、43、44、45、94 所管部署	こども未来部子育て支援課	こども部子育て支援課	事後	
平成29年4月1日	別紙2 項番37、46、47、49、56所管部署	こども未来部こども政策課	こども部こども政策課	事後	
平成29年4月1日	別紙2 項番19、35 所管部署	まちづくり部営繕住宅課	まちづくり部都市政策課	事後	
平成29年4月1日	別紙2 項番27 所管部署	学校教育部学校教育課	教育部学校教育課	事後	
平成29年4月1日	別紙2 項番40、48、50、53 所管部署	保健福祉部地域福祉課	保健福祉部福祉政策課	事後	
平成29年4月1日	別紙2 項番13 事務		身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和1年6月21日	I-2-システム5②	(追加記載)	【LGWANを通じた地方税の電子申告等】 ①特定個人情報ファイル(本人確認用)データの連携 【国税連携】 ②住民登録外課税通知データの送受信機能 ③寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信機能	事後	
令和1年6月21日	I-5-②	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項	事後	
令和1年6月21日	I-6-②	課税課長 嶋田 篤志	総務部 課税課長	事後	
令和1年6月21日	II-4-委託事項2③	株式会社TKC	TIS株式会社	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先6		地方税共同機構	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先6①		番号法施行規則第3条第1項第5号	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先6②		納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先6③		個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先6④		1万人未満	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先6⑤		門真市に対して電子申告を行った者のうち、門真市にて本人確認を行った者	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先6⑥		その他(LGWAN)	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先6⑦		随時	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先7		都道府県知事又は他市区町村長	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先7①		地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先7②		住登外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知書:個人住民税の賦課決定に利用するため	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先7③		住登外課税通知:住登外課税とした旨及び住所、氏名等 寄附金税額控除に係る申告特例通知書:寄附金額及び住所、氏名等	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先7④		1万人未満	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先7⑤		住登外課税通知:住登外課税とした者 寄附金税額控除に係る申告特例通知書:寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先7⑥		その他(LGWAN)	事後	
令和1年6月21日	II-5-提供先7⑦		住登外課税通知:6月ほか随時 寄附金税額控除に係る申告特例通知書:1月	事後	
令和1年6月21日	III-2 リスクに対する措置の内容	(追加記載)	<eLTAXにおける措置> ①本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者、国税庁、他自治体等からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ②法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	事後	

令和1年6月21日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)における他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加記載)	1.不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ②特定個人情報の入手元である他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行なうこととなる。 2.入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ②給与支払者、年金保険者、納税義務者から入手した支払報告書、申告書等に記載された特定個人情報が正確であるかをチェックするために個人番号をキーにして既存住民基本台帳システムや住基ネットの本人確認情報に記録されている特定個人情報と照合して誤りがないかを確認する。なお、特定個人情報の入手元が他自治体の場合、番号法第16条の規定に基づき、当該入手元が本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。そのため、正確性の確保については、入手元である他自治体に委ねられる。 3.入手の際に特定個人情報漏えい紛失するリスクに対する措置 ①本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者、国府庁、他自治体等から支払報告書、申告書等を電子媒体で入手する場合は、双方で暗号化や送付方法を取決めていた。また、紙媒体で入手する際も双方で送付方法を取決めていた。	事後	
令和1年6月21日	Ⅲ-3 リスク1 リスクに対する措置の内容		番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システムの仕組みとして担保する。また、個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じる。	事後	
令和1年6月21日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)	(追加及び削除)	別添1のとおり	事後	
令和1年6月21日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務で地方税情報に関するもの	(追加及び削除)	別紙1のとおり	事後	
令和2年1月17日	I-2-システム5②	【LGWANを通じた地方税の電子申告等】 ①申告・申請・届出データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの連携 ③給与支払報告書データ及び特別徴収税額通知データの連携 ④特定個人情報ファイル(本人確認用)データの連携 【年金からの特別徴収】 ①特別徴収対象者データ等及び公的年金等支払報告書データの連携 ②年金特別徴収税額データの連携 【国税連携】 ①確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 ②確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 ③確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 ④法定調査データのダウンロード機能 ⑤法定調査イメージデータダウンロード機能 ⑥扶養正情報等データファイルの送信機能 ⑦団体間回送機能 ⑧住民登録外課税通知データの送受信機能 ⑨寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信機能	【LGWANを通じた地方税の電子申告等】 ①申告・申請・届出データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの連携 ③給与支払報告書データ及び特別徴収税額通知データの連携 ④特定個人情報ファイル(本人確認用)データの連携 ⑤寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信機能 【年金からの特別徴収】 ①特別徴収対象者データ等及び公的年金等支払報告書データの連携 ②年金特別徴収税額データの連携 【国税連携】 ①確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 ②確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 ③確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 ④法定調査データのダウンロード機能 ⑤法定調査イメージデータダウンロード機能 ⑥扶養正情報等データファイルの送信機能 ⑦団体間回送機能 ⑧住民登録外課税通知データの送受信機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づき評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	I-4	<番号法第9条第1項 別表第1の第16の項> ・地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの  <内閣府・総務省令> ・地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務とする。	○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1号 別表第2の第2の2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第10項 ○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の9の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第9項	事後	

令和2年1月17日	I-5-②	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第27の項	1. 情報提供の根拠 ○番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-提供先5①	番号法第19条第10号に基づき条例で定めた都度追記	番号法第19条第10号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-提供先5②		番号法第19条第10号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項で定める事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-提供先5③		番号法第19条第10号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項に定める個人住民税関係情報	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-提供先5④		1万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-提供先5⑤		「②提供先における用途」に記載する事務において必要となる者	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-提供先5⑥		その他	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-提供先5⑦		随時	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-移転先1①	番号法第9条第2項に基づき庁内連携のために条例で定めた都度追記	番号法第9条第2項及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2号に規定する別表第2第2号の1、3、4、5、6、8、9、10、11、12、14、15、16、17、21の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	(別紙3)番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務	無	新設	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-移転先2	番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務を所管する部署のうち実施機関が門真市長に属する部署(番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度追記)	番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務を所管する部署のうち実施機関が門真市長に属する部署(別紙3参照)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-移転先2①	番号法第9条第2項に基づき庁内連携のために条例で定めた都度追記	番号法第9条第2項及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1号に規定する別表第2第1号の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-移転先2②		別紙3のとおり	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの

令和2年1月17日	II-5-移転先2③		個人住民税関係情報	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-移転先2④		10万人以上100万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-移転先2⑤		特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-移転先2⑥		庁内連携システム	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II-5-移転先2⑦		異動等がある都度、随時連携する	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	V-1-①	平成27年7月30日	令和2年1月17日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)	(追加及び削除)	別添1のとおり	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和3年9月30日	I-4法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項</li> <li>○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項</li> <li>○番号法第9条第5項</li> <li>○住民基本台帳法第30条の10第1号 別表第2の第2の2の項</li> <li>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第10項</li> <li>○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の9の項</li> <li>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第9項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項</li> <li>○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項</li> <li>○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項</li> <li>○番号法第9条第5項</li> <li>○住民基本台帳法第30条の10第1項第1号 別表第2の第2の2の項</li> <li>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第11項</li> <li>○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の10の項</li> <li>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第10項</li> </ul>	事後	住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令の改正によるもの
令和3年9月30日	I-5-②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項</li> </ul> </li> <li>2. 情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第2の第27の項</li> <li>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項</li> </ul> </li> <li>2. 情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第2の第27の項</li> <li>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</li> </ul> </li> </ol>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和3年9月30日	II-3-①入手元	納税課、市民課、健康保険課、保護総務課、保護課、障がい福祉課、保険収納課	市民課、健康保険課、保護課、障がい福祉課、収納課	事後	機構改革による変更によるもの
令和3年9月30日	II-4-委託事項2-③委託先名	TIS株式会社	株式会社インテック	事後	事業承継による委託先業者名変更によるもの
令和3年9月30日	II-5-提供先3	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの

令和3年9月30日	Ⅱ-5-提供先3-①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和3年9月30日	Ⅱ-5-提供先3-②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2で定める事務	番号法第19条第8号別表第2で定める事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和3年9月30日	Ⅱ-5-提供先3-③提供先に関する情報	番号法第19条第7号別表第2に定める個人住民税関係情報	番号法第19条第8号別表第2に定める個人住民税関係情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和3年9月30日	Ⅱ-5-提供先4-①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和3年9月30日	Ⅱ-5-提供先5-①法令上の根拠	番号法第19条第10号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項	番号法第19条第11号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和3年9月30日	Ⅱ-5-提供先5-②提供先における用途	番号法第19条第10号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項で定める事務	番号法第19条第11号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項で定める事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和3年9月30日	Ⅱ-5-提供先5-③提供先に関する情報	番号法第19条第10号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項に定める個人住民税関係情報	番号法第19条第11号及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1号に規定する別表第3の1、2の項に定める個人住民税関係情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和3年9月30日	Ⅱ-5-提供先6-①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号	番号法施行規則第3条第1項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条の改正によるもの
令和3年9月30日	Ⅱ-5-移転先2-①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1号に規定する別表第2第1号の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13の項	番号法第9条第2項及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1号に規定する別表第2第1項	事後	門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1号に規定する別表第2第1号の改正によるもの
令和3年9月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和3年9月30日	別紙1 番号法第19条第8号別表第2に定める事務で地方税情報に関するもの	番号法第19条第7号別表第2に定める事務で地方税情報に関するもの	番号法第19条第8号別表第2に定める事務で地方税情報に関するもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正によるもの
令和3年9月30日	別紙1-No37	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に係る法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の改正によるもの
令和3年9月30日	別紙1-No57	百十九 都道府県知事	百二十 都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の改正によるもの
令和3年9月30日	別紙2-No13		削除	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の改正によるもの
令和3年9月30日	別紙2-No15	保健福祉部保護総務課	保健福祉部保護課	事後	機構改革による変更によるもの
令和3年9月30日	別紙2-No16	総務部納税課	総務部収納課	事後	機構改革による変更によるもの
令和3年9月30日	別紙2-No30	健康福祉部保険収納課	総務部収納課	事後	機構改革による変更によるもの
令和3年9月30日	別紙2-No59	保健福祉部健康保険課及び保険収納課	保健福祉部健康保険課及び総務部収納課	事後	機構改革による変更によるもの
令和3年9月30日	別紙2-No63	保健福祉部保護総務課及び保護課	保健福祉部保護課	事後	機構改革による変更によるもの

令和3年9月30日	別紙3-No13		削除	事後	門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例第4条第1号に規定する別表第2第1号の改正によるもの
令和3年9月30日	(別添1)-No4	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.管轄コード 5.台帳取消フラグ 6.非課税判定区分 7.所得割課税状態区分 8.均等割課税状態区分 9.住民税徴収区分 10.異動事由コード 11.異動理由コード 12.年金特徴中止区分 13.翌年度仮徴収年特中止区分 14.宛名履歴番号 15.異動年月日 16.事業所番号 17.事業所履歴番号 18.受給者番号 19.年特義務者コード 20.年金コード 21.年特継続区分 22.控対配 23.本該 配未 24.本該 障害 25.本該 老寡動 26.扶養人数合計 27.扶養人数 特定 28.扶養人数 年少 29.扶養人数 老人内同居 30.扶養人数 老人 31.扶養人数 その他 32.扶養障害 合計 33.扶養障害 特別内同居 34.扶養障害 特別 35.扶養障害 普通 36.資料区分 37.青白区分 38.配専区分 39.他専人数 40.普徴終了期 41.普徴開始期 42.特徴終了月 43.特徴開始月 44.年特終了月 45.年特開始月 46.特徴一括徴収区分 47.普徴一括徴収区分 48.年税額 49.普徴年税額 50.特徴年税額 51.年特年税額 52.公年所得算出税額 53.給年所得算出税額 54.道府県民税 均等割額 55.道府県民税 所得割額 56.市町村民税 均等割額 57.市町村民税 所得割額 58.人的資料管理番号 59.人的資料履歴番号 60.通知書発付日 61.ワンストップ特例適用フラグ 62.雑損 失繰越・所得控除額 63.作成支所コード 64.作成区分 65.作成日時 66.作成職員ID 67.更新支所コード 68.更新 区分 69.更新日時 70.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.管轄コード 5.台帳取消フラグ 6.非課税判定区分 7.所得割課税状態区分 8.均等割課税状態区分 9.住民税徴収区分 10.異動事由コード 11.異動理由コード 12.年金特徴中止区分 13.翌年度仮徴収年特中止区分 14.宛名履歴番号 15.異動年月日 16.事業所番号 17.事業所履歴番号 18.受給者番号 19.年特義務者コード 20.年金コード 21.年特継続区分 22.控対配 23.本該 配未 24.本該 障害 25.本該 老寡動 26.扶養人数合計 27.扶養人数 年少 30.扶養人数 老人内同居 31.扶養人数 老人 32.扶養人数 その他 33.扶養障害 合計 34.扶養障害 特別内同居 35.扶養障害 特別 36.扶養障害 普通 37.資料区分 38.青白区分 39.配専区分 40.他専人数 41.普徴終了期 42.普徴開始期 43.特徴終了月 44.特徴開始月 45.年特終了月 46.年特開始月 47.特徴一括徴収区分 48.普徴一括徴収区分 49.年税額 50.普徴年税額 51.特徴年税額 52.年特年税額 53.公年所得算出税額 54.給年所得算出税額 55.道府県民税 均等割額 56.道府県民税 所得割額 57.市町村民税 均等割額 58.市町村民税 所得割額 59.人的資料管理番号 60.人的資料履歴番号 61.通知書発付日 62.ワンストップ特例適用フラグ 63.雑損失繰越・所得控除額 64.所得金額調整控除区分 65.作成支所コード 66.作成区分 67.作成日時 68.作成職員ID 69.更新支所コード 70.更新区分 71.更新日時 72.更新職員ID	事後	令和2年度税改改正によるシステム改修によるもの
令和3年9月30日	(別添1)-No22	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.被扶養者番号 5.被扶養者履歴番号 6.扶養関係区分 7.専従区分 8.障害区分 9.扶養区分 10.専従者控除額 11.更新日時 12.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.被扶養者番号 5.被扶養者履歴番号 6.扶養関係区分 7.専従区分 8.障害区分 9.扶養区分 10.専従者控除額 11.所得金額調整控除扶養親族等区分 12.更新日時 13.更新職員ID	事後	令和2年度税改改正によるシステム改修によるもの
令和3年9月30日	(別添1)-No23	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.受給者番号 5.年末調整区分 6.控対配 7.控対配有 8.控対配 無 10.控対配 老 10.扶養人数 合計 11.扶養人数 特定 12.扶養人数 年少 13.扶養人数 老人内同居 14.扶養人数 老人 15.扶養人数 その他 16.扶養障害 合計 17.扶養障害 特別内同居 18.扶養障害 特別 19.扶養障害 普通 20.非居住者親族数 21.摘要 22.本該 配未 23.本該 夫あり 24.本該 未成年 25.本該 障害 26.本該 特障 27.本該 他障 28.本該 老寡動 29.本該 老人 30.本該 寡婦一般 31.本該 寡婦特別 32.本該 寡夫 33.本該 勤労学生 34.乙欄 35.死亡退職 36.災害者 37.外国人 38.就職年月日 39.退職年月日 40.専従区分 41.前職区分 42.非合算区分 43.住借特控申告提出区分 44.住借特控入居年月日 45.住借特控区分 46.住借特控入居年月日 2 47.住借特控区分 48.住借特控可能額区分 49.備考(控除対象扶養親族) 50.備考(16歳未満) 51.事業所番号 52.事業所履歴番号 53.前職事業所番号 54.前職事業所履歴番号 55.前職支払金額 56.登録区分 57.更新日時 58.更新職員ID	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.受給者番号 5.年末調整区分 6.控対配 7.控対配有 8.控対配 無 9.控対配 老 10.扶養人数 合計 11.扶養人数 特定 12.扶養人数 年少 13.扶養人数 老人内同居 14.扶養人数 老人 15.扶養人数 その他 16.扶養障害 合計 17.扶養障害 特別内同居 18.扶養障害 特別 19.扶養障害 普通 20.非居住者親族数 21.摘要 22.本該 配未 23.本該 夫あり 24.本該 未成年 25.本該 障害 26.本該 特障 27.本該 他障 28.本該 老寡動 29.本該 老人 30.本該 寡婦一般/寡婦 31.本該 寡婦特別 32.本該 寡夫/ひとり親 33.本該 勤労学生 34.乙欄 35.死亡退職 36.災害者 37.外国人 38.就職年月日 39.退職年月日 40.専従区分 41.前職区分 42.非合算区分 43.住借特控申告提出区分 44.住借特控入居年月日 45.住借特控区分 46.住借特控入居年月日 2 47.住借特控区分 48.住借特控可能額区分 49.備考(控除対象扶養親族) 50.備考(16歳未満) 51.所得金額調整控除区分 52.事業所番号 53.事業所履歴番号 54.前職事業所番号 55.前職事業所履歴番号 56.前職支払金額 57.登録区分 58.更新日時 59.更新職員ID	事後	令和2年度税改改正によるシステム改修によるもの
令和3年9月30日	(別添1)-No24	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.本該 障害 5.本該 特障 6.本該 他障 7.老寡動 8.本該 老年者 9.寡婦寡夫 10.寡婦特別 11.控対配 12.控対配有 13.控対配 無 14.控対配 老 15.扶養人数 合計 16.扶養人数 特定 17.扶養人数 年少 18.扶養人数 老人 19.扶養人数 その他 20.扶養障害 合計 21.扶養障害 特別内同居 22.扶養障害 特別 23.扶養障害 普通 24.摘要 25.非居住者親族数 26.事業所番号 27.事業所履歴番号 28.年特義務者コード 29.公年管理番号 30.更新日時 31.更新職員ID	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.本該 障害 5.本該 特障 6.本該 他障 7.老寡動 8.本該 老年者 9.寡婦寡夫 10.寡婦特別/ひとり親 11.控対配 12.控対配有 13.控対配 無 14.控対配 老 15.扶養人数 合計 16.扶養人数 特定 17.扶養人数 年少 18.扶養人数 老人 19.扶養人数 その他 20.扶養障害 合計 21.扶養障害 特別内同居 22.扶養障害 特別 23.扶養障害 普通 24.摘要 25.非居住者親族数 26.事業所番号 27.事業所履歴番号 28.年特義務者コード 29.公年管理番号 30.更新日時 31.更新職員ID	事後	令和2年度税改改正によるシステム改修によるもの
令和3年9月30日	(別添1)-No25	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.納税者番号 5.青白区分 6.控対配 7.本該 配未 8.本該 障害 9.本該 老寡動 10.扶養人数 合計 11.扶養人数 特定 12.扶養人数 年少 13.扶養人数 老人内同居 14.扶養人数 老人 15.扶養人数 その他 16.扶養障害 合計 17.扶養障害 特別内同居 18.扶養障害 特別 19.扶養障害 普通 20.住借特控入居年月日 21.住借特控区分 22.住借特控入居年月日 2 23.住借特控区分 2 24.住借特控可能額区分 25.局番番号 26.eLTAX整理番号 27.利用者識別番号 28.eLTAXバッチ番号 29.受付番号 30.台帳番号 31.ファイル種別 32.第二表未入力フラグ 33.雑損失繰越・所得控除額 34.特例医療費区分 35.更新日時 36.更新職員ID	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.納税者番号 5.青白区分 6.控対配 7.本該 配未 8.本該 障害 9.本該 老寡動 10.本該 寡婦ひとり親 11.扶養人数 合計 12.扶養人数 特定 13.扶養人数 年少 14.扶養人数 老人内同居 15.扶養人数 老人 16.扶養人数 その他 17.扶養障害 合計 18.扶養障害 特別内同居 19.扶養障害 特別 20.扶養障害 普通 21.住借特控入居年月日 22.住借特控区分 23.住借特控入居年月日 2 24.住借特控区分 2 25.住借特控可能額区分 26.局番番号 27.eLTAX整理番号 28.利用者識別番号 29.eLTAXバッチ番号 30.受付番号 31.台帳番号 32.ファイル種別 33.第二表未入力フラグ 34.雑損失繰越・所得控除額 35.特例医療費区分 36.更新日時 37.更新職員ID	事後	令和2年度税改改正によるシステム改修によるもの



令和3年9月30日 (別添1) -No27		<p>1.賦課年度 2.宛名番号 3.業務コード 4.所得情報履歴番号 5.住民税納回数 6.住民税履歴番号 7.更正年月日 8.申告区分 9.控除配 10.本該 配未 11.本該 障害 12.本該 老齢 13.扶養人数 合計 14.扶養人数 特定 15.扶養人数 年少 16.扶養人数 老人同居 17.扶養人数 老人 18.扶養人数 その他 19.扶養人数 その他(16歳以上18歳以下) 20.扶養人数 その他(23歳以上69歳以下) 21.扶養障害 合計 22.扶養障害 特別同居 23.扶養障害 特別 24.扶養障害 普通 25.各種住民金額 26.市町村民税 総所得 27.市町村民税 超短期土地等事業所得 28.市町村民税 土地等事業所得 29.市町村民税 分離短期譲渡所得 一般 30.市町村民税 分離短期譲渡所得 軽減 31.市町村民税 分離長期譲渡所得 一般 32.市町村民税 分離長期譲渡所得 特定 33.市町村民税 分離長期譲渡所得 軽減 34.市町村民税 株式譲渡所得 35.市町村民税 株式譲渡所得 未公開 36.市町村民税 株式譲渡所得 上場 37.市町村民税 分離相当所得 38.市町村民税 先物取引所得 39.市町村民税 山林所得 40.市町村民税 退職所得 41.市町村民税 特例肉用牛所得 42.市町村民税 調整額 43.市町村民税 所得変動経過措置額 44.市町村民税 免税する所得割額 45.市町村民税 調整控除 46.市町村民税 寄附金税額控除 47.市町村民税 住宅借入金等特別控除額 48.市町村民税 配当控除 49.市町村民税 外国税額控除</p>	<p>1.賦課年度 2.宛名番号 3.業務コード 4.所得情報履歴番号 5.住民税納回数 6.住民税履歴番号 7.更正年月日 8.申告区分 9.控除配 10.本該 配未 11.本該 障害 12.本該 老齢 13.扶養人数 合計 14.扶養人数 特定 15.扶養人数 年少 16.扶養人数 老人同居 17.扶養人数 老人 18.扶養人数 その他 19.扶養人数 その他(16歳以上18歳以下) 20.扶養人数 その他(23歳以上69歳以下) 21.扶養障害 合計 22.扶養障害 特別同居 23.扶養障害 特別 24.扶養障害 普通 25.各種住民金額 26.市町村民税 総所得 27.市町村民税 超短期土地等事業所得 28.市町村民税 土地等事業所得 29.市町村民税 分離短期譲渡所得 一般 30.市町村民税 分離短期譲渡所得 軽減 31.市町村民税 分離長期譲渡所得 一般 32.市町村民税 分離長期譲渡所得 特定 33.市町村民税 分離長期譲渡所得 軽減 34.市町村民税 株式譲渡所得 35.市町村民税 株式譲渡所得 未公開 36.市町村民税 株式譲渡所得 上場 37.市町村民税 分離相当所得 38.市町村民税 先物取引所得 39.市町村民税 山林所得 40.市町村民税 退職所得 41.市町村民税 特例肉用牛所得 42.市町村民税 調整額 43.市町村民税 所得変動経過措置額 44.市町村民税 免税する所得割額 45.市町村民税 調整控除 46.市町村民税 寄附金税額控除 47.市町村民税 住宅借入金等特別控除額 48.市町村民税 配当控除 49.市町村民税 外国税額控除</p>	事後	令和2年度税改改正によるシステム改修によるもの
令和3年9月30日 (別添1) -No27		<p>50.市町村民税 配当割 51.市町村民税 株式譲渡所得割 52.市町村民税 軽減前所得割 53.市町村民税 定率控除後所得割 54.市町村民税 軽減後所得割 55.市町村民税 所得割 56.市町村民税 減免前均等割 57.市町村民税 減免後均等割 58.道府県民税 総所得 59.道府県民税 超短期土地等事業所得 60.道府県民税 土地等事業所得 61.道府県民税 分離短期譲渡所得 一般 62.道府県民税 分離短期譲渡所得 軽減 63.道府県民税 分離長期譲渡所得 一般 64.道府県民税 分離長期譲渡所得 特定 65.道府県民税 分離長期譲渡所得 軽減 66.道府県民税 株式譲渡所得 67.道府県民税 株式譲渡所得 未公開 68.道府県民税 株式譲渡所得 上場 69.道府県民税 分離相当所得 70.道府県民税 先物取引所得 71.道府県民税 山林所得 72.道府県民税 退職所得 73.道府県民税 特例肉用牛所得 74.道府県民税 調整額 75.道府県民税 所得変動経過措置額 76.免税する所得割額 77.道府県民税 調整控除 78.道府県民税 寄附金税額控除 79.道府県民税 住宅借入金等特別控除額 80.道府県民税 配当控除 81.道府県民税 外国税額控除 82.道府県民税 配当割 83.道府県民税 株式譲渡所得割 84.道府県民税 軽減前所得割 85.道府県民税 定率控除後所得割 86.道府県民税 軽減後均等割 87.道府県民税 所得割 88.道府県民税 減免前均等割 89.道府県民税 減免後均等割 90.雑損失繰越・所得控除額 91.更新日時 92.更新職員ID</p>	<p>50.市町村民税 配当割 51.市町村民税 株式譲渡所得割 52.市町村民税 軽減前所得割 53.市町村民税 定率控除後所得割 54.市町村民税 軽減後所得割 55.市町村民税 所得割 56.市町村民税 減免前均等割 57.市町村民税 減免後均等割 58.道府県民税 総所得 59.道府県民税 超短期土地等事業所得 60.道府県民税 土地等事業所得 61.道府県民税 分離短期譲渡所得 一般 62.道府県民税 分離短期譲渡所得 軽減 63.道府県民税 分離長期譲渡所得 一般 64.道府県民税 分離長期譲渡所得 特定 65.道府県民税 分離長期譲渡所得 軽減 66.道府県民税 株式譲渡所得 67.道府県民税 株式譲渡所得 未公開 68.道府県民税 株式譲渡所得 上場 69.道府県民税 分離相当所得 70.道府県民税 先物取引所得 71.道府県民税 山林所得 72.道府県民税 退職所得 73.道府県民税 特例肉用牛所得 74.道府県民税 調整額 75.道府県民税 所得変動経過措置額 76.免税する所得割額 77.道府県民税 調整控除 78.道府県民税 寄附金税額控除 79.道府県民税 住宅借入金等特別控除額 80.道府県民税 配当控除 81.道府県民税 外国税額控除 82.道府県民税 配当割 83.道府県民税 株式譲渡所得割 84.道府県民税 軽減前所得割 85.道府県民税 定率控除後所得割 86.道府県民税 軽減後均等割 87.道府県民税 所得割 88.道府県民税 減免前均等割 89.道府県民税 減免後均等割 90.雑損失繰越・所得控除額 91.本該 寡婦ひとり親 92.更新日時 93.更新職員ID</p>	事後	令和2年度税改改正によるシステム改修によるもの
令和3年9月30日 (別添1) -No28		<p>1.公年管理番号 2.市町村コード 3.年特義務者コード 4.通知内容コード 5.作成年月日 6.整理番号 7.提出義務者の住所又は所在地 8.提出義務者の氏名又は名称 9.提出義務者の電話番号 10.整理番号 11.支払いを受ける者の国外住所表示 12.生年月日 13.性別 14.カナ氏名 15.漢字氏名 16.郵便番号 17.カナ住所 18.漢字住所 19.支払金額 20.支払金額 21.支払金額 22.支払金額 23.未払金額 24.未払金額 25.支払金額 26.支払金額 27.源泉徴収額 28.源泉徴収額 29.源泉徴収額 30.源泉徴収額 31.未徴収額 32.未徴収額 33.未徴収額 34.未徴収額 35.本人特別障害者 36.本人その他障害者 37.本人特別寡婦 38.本人寡婦寡夫 39.控除対象配偶者有無 40.控除対象配偶者有無 老人 41.扶養人数 特定 42.扶養人数 老人 43.扶養人数 その他 44.障害人数 特別 45.障害人数 その他 46.社会保険料の金額 47.摘要(同居特別障害者の数) 48.摘要 2 49.支払年分</p>	<p>1.公年管理番号 2.市町村コード 3.年特義務者コード 4.通知内容コード 5.作成年月日 6.整理番号 7.提出義務者の住所又は所在地 8.提出義務者の氏名又は名称 9.提出義務者の電話番号 10.整理番号 11.支払いを受ける者の国外住所表示 12.生年月日 13.性別 14.カナ氏名 15.漢字氏名 16.郵便番号 17.カナ住所 18.漢字住所 19.支払金額 20.支払金額 21.支払金額 22.支払金額 23.未払金額 24.未払金額 25.支払金額 26.支払金額 27.源泉徴収額 28.源泉徴収額 29.源泉徴収額 30.源泉徴収額 31.未徴収額 32.未徴収額 33.未徴収額 34.未徴収額 35.本人特別障害者 36.本人その他障害者 37.本該 寡婦ひとり親 38.本該 寡婦寡夫/寡婦 39.本該 寡婦ひとり親 40.控除対象配偶者有無 41.控除対象配偶者有無 老人 42.扶養人数 特定 43.扶養人数 老人 44.扶養人数 その他 45.障害人数 特別 46.障害人数 その他 47.社会保険料の金額 48.摘要(同居特別障害者の数) 49.摘要 2</p>	事後	令和2年度税改改正によるシステム改修によるもの
令和3年9月30日 (別添1) -No28		<p>50.16歳未満の扶養親族の数 51.非居住者である親族の数 52.提出義務者の法人番号 53.支払を受ける者の個人番号 54.控除対象配偶者フリガナ 55.控除対象配偶者フリガナ 56.控除対象配偶者区分 57.控除対象配偶者個人番号 58.控除対象扶養親族(1)フリガナ 59.控除対象扶養親族(1)氏名 60.控除対象扶養親族(1)区分 61.控除対象扶養親族(1)個人番号 62.控除対象扶養親族(2)フリガナ 63.控除対象扶養親族(2)氏名 64.控除対象扶養親族(2)区分 65.控除対象扶養親族(2)個人番号 66.16歳未満の扶養親族(1)フリガナ 67.16歳未満の扶養親族(1)氏名 68.16歳未満の扶養親族(1)区分 69.16歳未満の扶養親族(1)個人番号 70.16歳未満の扶養親族(2)フリガナ 71.16歳未満の扶養親族(2)氏名 72.16歳未満の扶養親族(2)区分 73.16歳未満の扶養親族(2)個人番号 74.受給者番号 75.レコードイメージ 76.ファイルID 77.更新日時 78.更新職員ID 79.バージョン</p>	<p>50.支払年分 51.16歳未満の扶養親族の数 52.非居住者である親族の数 53.提出義務者の法人番号 54.支払を受ける者の個人番号 55.控除対象配偶者フリガナ 56.控除対象配偶者フリガナ 57.控除対象配偶者区分 58.控除対象配偶者個人番号 59.控除対象扶養親族(1)フリガナ 60.控除対象扶養親族(1)氏名 61.控除対象扶養親族(1)区分 62.控除対象扶養親族(1)個人番号 63.控除対象扶養親族(2)フリガナ 64.控除対象扶養親族(2)氏名 65.控除対象扶養親族(2)区分 66.控除対象扶養親族(2)個人番号 67.16歳未満の扶養親族(1)フリガナ 68.16歳未満の扶養親族(1)氏名 69.16歳未満の扶養親族(1)区分 70.16歳未満の扶養親族(1)個人番号 71.16歳未満の扶養親族(2)フリガナ 72.16歳未満の扶養親族(2)氏名 73.16歳未満の扶養親族(2)区分 74.16歳未満の扶養親族(2)個人番号 75.受給者番号 76.レコードイメージ 77.ファイルID 78.更新日時 79.更新職員ID 80.バージョン</p>	事後	令和2年度税改改正によるシステム改修によるもの
令和5年1月4日 I-1 ②事務の内容 1. 評価対象事務の概要		<p>・納税義務者等から申告及び届出等又は調査により課税資料の収集等を行い、税額算定を行う。 ・課税要件が成立した租税債権の内容を確定して税額を決定し、本人あてに通知する。 ・当初課税決定後の賦課内容、税額の更正、決定又は賦課決定を行い、本人あてに通知する。 ・減免申請に基づき審査のうえ減免決定を行い、本人あてに通知する。 ・納税義務者等からの交付申請により納税証明書等を発行する。</p>	<p>・納税義務者等から申告及び届出等又は調査により課税資料の収集等を行い、税額算定を行う。 ・課税要件が成立した租税債権の内容を確定して税額を決定し、本人あてに通知する。 ・当初課税決定後の賦課内容、税額の更正、決定又は賦課決定を行い、本人あてに通知する。 ・減免申請に基づき審査のうえ減免決定を行い、本人あてに通知する。 ・納税義務者等からの交付申請により課税証明書等を発行する。</p>	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。

令和5年1月4日	I-1 ②事務の内容 ③税額決定・変更事務	<p>①受領した資料を画像データ化する。 ②取得した情報の一部を委託業者に提供し、又は直接入力して、電子データ化する。 ③各資料の電子データを個人住民税システムに取り込む。 ④賦課情報を作成する(税額決定)。 ⑤賦課情報に基づき、申請に応じて課税証明書・所得証明書を発行する。 ⑥当初税額決定後の税額の更正、決定又は賦課決定を行い、納税義務者及び特別徴収義務者あてに通知する。 ⑦納税義務者からの減免申請に基づき審査を行う。 ⑧みなし課税者について他市区町村に対し、通知を行う。(地方税法第294条第3項通知) ⑨他市区町村在住の配偶者・被扶養者情報、生活保護受給者情報、障害者情報等の確認を行う。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ⑩特別徴収義務者の変更(転勤・転職)、期割の修正(一括徴収等)、徴収方法の変更を行う。退職・就職・年金特徴等や併徴者(内特情報)の異動処理、税額の強制修正をする。 ⑪年金保険者と各種データを連携する。 ⑫市内他課及び他機関等に対する賦課情報の提供及び移行 ⑬作成された賦課情報を中間サーバに登録する。</p>	<p>①受領した資料を画像データ化する。 ②取得した情報の一部を委託業者に提供し、又は直接入力して、電子データ化する。 ③各資料の電子データを個人住民税システムに取り込む。 ④賦課情報を作成する(税額決定)。 ⑤賦課情報に基づき、申請に応じて課税証明書・所得証明書を発行する。 ⑥当初税額決定後の税額の更正、決定又は賦課決定を行い、納税義務者及び特別徴収義務者あてに通知する。 ⑦納税義務者からの減免申請に基づき審査を行う。 ⑧みなし課税者について他市区町村に対し、通知を行う。(地方税法第294条第3項通知) ⑨他市区町村在住の配偶者・被扶養者情報、生活保護受給者情報、障害者情報等の確認を行う。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ⑩特別徴収義務者の変更(転勤・転職)、期割の修正(一括徴収等)、徴収方法の変更を行う。退職・就職・年金特徴等や併徴者(内特情報)の異動処理、税額の強制修正をする。 ⑪年金保険者と各種データを連携する。 ⑫市内他課及び他機関等に対する賦課情報の提供及び移行 ⑬作成された賦課情報を中間サーバに登録する。 ⑭納税義務者から課税・所得証明の申請を、コンビニ交付システムを介して請求があった場合、課税・所得証明書を交付する。</p>	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	I-2	<p>(中略) システム9 (中略) 3. 特定個人情報ファイル名</p>	<p>(中略) システム9 (中略) システム10 ①システムの名称 コンビニ証明発行システム ②システムの機能 市民からの証明書発行請求による、コンビニ証明書交付センターからの要求に応答し、個人住民税システムと同時データ連携を行っているコンビニ証明発行システムから、コンビニ証明書交付センターを通じて、請求のあったコンビニ等の交付機へ当該市民の証明書データを返信する。 ③他のシステムとの接続 【○】住民基本台帳ネットワークシステム 【○】既存住民基本台帳システム 【○】税務システム 【○】その他(コンビニ証明書交付センター)</p>	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	II-2 ④記録される項目 その妥当性	<p>①個人番号、その他識別情報: 対象者の特定及び名寄せを行うため ②基本4情報及び連絡先: 本人へ連絡等又は申請等の内容の確認のため ③その他住民票関係情報: 家族関係、死亡又は相続の確認又は扶養関係等の確認のため ④国税関係情報: 所得税情報の確認のため ⑤地方税関係情報: 課税内容を把握するため。 ⑥健康・医療関係情報: 医療費控除額の把握のため ⑦医療保険関係情報: 社会保険料控除額確認のため ⑧障害者福祉関係情報: 障害者控除額確認のため ⑨生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護受給者を課税対象者から除外するため ⑩介護・高齢者福祉関係情報: 社会保険料控除額確認のため ⑪雇用・労働関係情報: 特別徴収義務者の所在地、名称の把握及び減免審査のため ⑫年金関係情報: 年金所得情報を把握するため ⑬学校・教育関係情報: 勤労学生控除額確認のため ⑭災害関係情報: 災害減免審査のため</p>	<p>①個人番号、その他識別情報: 対象者の特定及び名寄せを行うため ②基本4情報及び連絡先: 本人へ連絡等又は申請等の内容の確認のため ③その他住民票関係情報: 家族関係、死亡又は相続の確認又は扶養関係等の確認のため ④国税関係情報: 所得税情報の確認のため ⑤地方税関係情報: 課税内容を把握するため、及び算出した住民税額に基づいて各種証明書(課税証明書・所得証明書)を発行するため ⑥健康・医療関係情報: 医療費控除額の把握のため ⑦医療保険関係情報: 社会保険料控除額確認のため ⑧障害者福祉関係情報: 障害者控除額確認のため ⑨生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護受給者を課税対象者から除外するため ⑩介護・高齢者福祉関係情報: 社会保険料控除額確認のため ⑪雇用・労働関係情報: 特別徴収義務者の所在地、名称の把握及び減免審査のため ⑫年金関係情報: 年金所得情報を把握するため ⑬学校・教育関係情報: 勤労学生控除額確認のため ⑭災害関係情報: 災害減免審査のため</p>	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	II-3 ⑤使用方法	<p>1. 申告・届出等の受付・申告書等に記載された個人番号について、本人確認をする。 2. 課税資料に関する調査・照会 ①本人、本市他部署、官公署、他団体等及び民間事業者に対して調査・照会する。 ②住民基本台帳情報、生活保護受給者情報等により、課税対象者か否かを判断する。 ③給与支払報告書、確定申告書、個人市・府民税申告書、公的年金支払報告書及び法定調書に個人番号が記載され、名寄せに利用する。 ④国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額情報は、社会保険料控除額決定の参考にする。 ⑤地方税法第294条第3項に基づく通知に記載する。 ⑥本市に居住する納税義務者及び被扶養者の障害者情報を基に障害者控除の要件を満たしているか否かを調査する。 ⑦本市に居住する納税義務者の本市外に居住する控除対象配偶者及び扶養親族に係る者等について控除の要件を満たしているか否かの調査に情報提供ネットワークシステムを利用する。 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて扶養関係情報、所得情報を提供することができるよう照会用データを中間サーバに登録する。 3. 個人市・府民税額の算出 各種課税資料の情報から課税計算を行う。 4. 税額の決定、変更及び減免の通知 納税通知書、更正及び減免決定通知書等に個人番号を記載して本人に通知する。</p>	<p>1. 申告・届出等の受付・申告書等に記載された個人番号について、本人確認をする。 2. 課税資料に関する調査・照会 ①本人、本市他部署、官公署、他団体等及び民間事業者に対して調査・照会する。 ②住民基本台帳情報、生活保護受給者情報等により、課税対象者か否かを判断する。 ③給与支払報告書、確定申告書、個人市・府民税申告書、公的年金支払報告書及び法定調書に個人番号が記載され、名寄せに利用する。 ④国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額情報は、社会保険料控除額決定の参考にする。 ⑤地方税法第294条第3項に基づく通知に記載する。 ⑥本市に居住する納税義務者及び被扶養者の障害者情報を基に障害者控除の要件を満たしているか否かを調査する。 ⑦本市に居住する納税義務者の本市外に居住する控除対象配偶者及び扶養親族に係る者等について控除の要件を満たしているか否かの調査に情報提供ネットワークシステムを利用する。 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて扶養関係情報、所得情報を提供することができるよう照会用データを中間サーバに登録する。 3. 個人市・府民税額の算出 各種課税資料の情報から課税計算を行う。 4. 税額の決定、変更及び減免の通知 納税通知書、更正及び減免決定通知書等に個人番号を記載して本人に通知する。</p>	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1)→No34	(追加)	<p>1. 賦課年度 2. 事業所番号 3. 変更履歴番号 4. 宛番号 5. 締回数 6. 台帳履歴番号 7. 変更区分 8. 更新日時 9. 更新職員ID</p>	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1)→No35	(追加)	<p>1. 賦課年度 2. 事業所番号 3. 変更履歴番号 4. 宛番号 5. 締回数 6. 台帳履歴番号 7. 変更区分 8. 更新日時 9. 更新職員ID</p>	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。

令和5年1月4日	(別添1) -No36	(追加)	1.発付番号 2.発付番号名 3.接頭文字 4.接尾文字 5.連番 6.表示区分 7.削除フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1) -No37	(追加)	1.賦課年度 2.宛番号 3.照会先都道府県コード 4.照会先市町村コード 5.居所 6.除外者合計所得 7.除外者年税額 8.文書番号 9.更新日時 10.更新職員ID	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1) -No38	(追加)	1.宛番号 2.宛名履歴番号 3.テーブル区分 4.カナ本名 5.本名 6.カナアルファベット氏名 7.カナ漢字氏名 8.検索用カナ 外国人氏名 9.アルファベット氏名 10.漢字氏名 11.検索用外国人氏名 12.カナ通称 13.通称 14.カタカナ表記 15.30条45 規定区分 16.在留カード等の番号 17.国籍・地域コード 18.在 留資格コード 19.在留期間等年 20.在留期間等月 21.在留期 間等日 22.在留期間等 23.在留期間等の満了の日 24.更新日 時 25.更新職員ID	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1) -No39	(追加)	1.賦課年度 2.所得控除コード 3.所得控除区分 4.所得控除名 称 5.所得控除略称 6.所得控除表示順 7.課税台帳記号 8. 表示区分 9.印刷区分 10.給報記号 11.公年記号 12.確申B 記号 13.確申B分離記号 14.確申A記号 15.市町村申告記号 16.確申職権記号 17.市町村申告職権記号 18.その他所得記 号 19.給報表示順 20.公年表示順 21.確申B表示順 22.確申 A表示順 23.市町村申告表示順 24.その他所得表示順 25.削 除フラグ 26.更新日時 27.更新職員ID 28.バージョン	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1) -No40	(追加)	1.賦課年度 2.管轄コード 3.税区分 4.判定額コード 5.判定額 名称 6.判定額 7.削除フラグ賦課年度 8.更新日時 9.更新職 員ID 10.バージョン	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1) -No41	(追加)	1.賦課年度 2.管轄コード 3.道府県区分 4.市町村区分 5.市 町村民税 均等割設定額 6.道府県民税 均等割設定額 7.市町 村民税 環境税額 8.道府県民税 環境税額 9.特徴一括徴収限 度額 10.特徴 期割税額端数単位 11.特徴 課税決定時縮回数 12.特徴 証明書発行可能年月日 13.特徴 一括徴収限度額 14. 特徴 期割税額端数単位 15.特徴 課税決定時縮回数 16.特徴 証明書発行可能年月日 17.年特 一括徴収限度額 18.年特 期 割税額端数単位 19.年特 課税決定時縮回数 20.年特 依頼 データ縮回数 21.年特 仮徴収引継縮回数 22.老年人 判定基 準年月日 23.未成年 判定基準年月日 24.外部連携縮回数 25.道府県民税報告縮回数 26.検索年度切替年月日 27.特徴 選付加算金起算日 28.特徴 選付加算金起算日 29.環境税計 算方法区分 30.更新日時 31.更新職員ID 32.バージョン	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1) -No42	(追加)	1.賦課年度 2.宛番号 3.台帳履歴番号 4.計算税額コード 5.計算税額 道府県民税額 6.計算税額 市町村民税額 7.更新 日時 8.更新職員ID	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1) -No43	(追加)	1.賦課年度 2.計算税額コード 3.計算税額名称 4.計算税額略 称 5.計算税額表示順 6.表示フラグ 7.削除フラグ 8.更新日 時 9.更新職員ID 10.バージョン	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1) -No44	(追加)	1.公印ID 2.代理区分 3.公印名 4.職務者肩書1 5.職務者肩 書2 6.職務者氏名 7.印影データ 8.印影ファイル名 9.期限 FROM 10.期限TO 11.削除フラグ 12.更新日時 13.更新職員 ID 14.バージョン	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1) -No45 課税所得証明書(振票)テーブル	(追加)	1.賦課年度 2.文書タイトル 3.発付番号 4.住所 5.氏名 6.生 年月日 7.所得年 8.合計所得金額 9.所得名称 10.所得額 11.給与収入 12.うち専従者給与収入 13.公的年金収入 14.備 考 15.所得控除計 16.控除対象配偶者 17.配偶者控除 18. 配偶者特別控除 19.扶養人数 特定 20.扶養人数 老人 21.扶 養人数 その他 22.扶養障害 特別 23.扶養障害 その他 24.本 人障害 25.タイトル(老寡ひ動) 26.老寡ひ動 27.扶養控除額 特定 28.扶養控除額 老人 29.扶養控除額 その他 30.タイトル (扶養控除額 障害者分) 31.扶養控除額 障害者分 32.扶養障 害控除額 特別 33.扶養障害控除額 他 34.本人障害控除額 35.老寡ひ動控除額 36.所得控除名称 37.所得控除額 38.課 税標準額 計 39.課税所得 40.課税分譲譲渡所得等 41.課 税山林所得 42.タイトル(課税標準額) 43.課税土地等の事業 雑所得 44.タイトル("市"民税) 45.タイトル("県"民税) 46.市 民税 税額控除前所得割 47.県民税 税額控除前所得割 48. 税額控除等名称 49.市民税 税額控除等金額 50.県民税 税 額控除等金額 51.市民税 減空前所得割 52.県民税 減空前 所得割 53.市民税 所得割減免 54.県民税 所得割減免 55. 市民税 所得割 56.県民税 所得割 57.市民税 軽減前均等 割 58.県民税 軽減前均等割 59.市民税 均等割軽減 60.市 民税 減空前均等割 61.県民税 減空前均等割 62.市民税 均等割減免 63.県民税 均等割減免 64.市民税 均等割 65. 県民税 均等割 66.タイトル("市県"民税額) 67.市県民税額 68.市民税 控除不足額 69.県民税 控除不足額 70.タイトル (16歳未満の扶養親族の数) 71.16歳未満の扶養親族の数 72. 同一生計配偶者 73.認証文 74.発行年月日 75.職務者肩書1 76.職務者肩書2 77.職務者名 78.公印 79.公印但書	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	(別添1) -No46 コンビニ交付事業者マスタ	(追加)	1.事業者コード 2.ストア名 3.事業者名 4.削除フラグ 5.更新 日時 6.更新職員ID 7.バージョン	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。

令和5年1月4日	(別添1) -No47 広域交付ジャーナル情報テーブル	(追加)	1.電文連番 2.ジャーナル順番 3.取引日時 4.取引曜日区分 5.取引休日区分 6.カード番号 7.宛名番号 8.印刷結果 9.事業者コード 10.業務コード 11.機能ID 12.キー情報 13.制度科目コード 14.帳票ID 15.帳票名 16.発付日 17.用途区分 18.発行部数 19.発行手数料 20.個人アクセス情報 21.発付番号ID 22.発付番号 23.端末ID 24.発行元装置番号 25.一部あたりの枚数 26.電子契印開始番号 27.電子契印終了番号 28.店舗名称 29.店舗住所 30.店舗住所コード 31.発行区分 32.特定制御項目コード 33.証明書ファイルデータ 34.補足 35.更新日時 36.更新職員ID	事前	コンビニ交付証明書の発行が開始されるため。
令和5年1月4日	II-4 委託事項2 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和5年1月4日	II-4 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	(追加)	再委託は、原則として禁止しているが、あらかじめ書面により市長の承認を得たときは、この限りでない。なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務などが課せられることとなっている。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和5年1月4日	II-4 委託事項2 ⑥再委託事項	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門真市への情報展開</li> <li>・ソフトウェアのバージョンアップ対応</li> <li>・門真市からの問い合わせ対応(FAQ対応、障害一次対応(現地含む)等)</li> <li>・門真市との打ち合わせ対応(個人情報を取り扱う業務以外)</li> </ul>	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない